

第 2 業務内容と実績

第2 業務内容と実績

I 生活環境施策

1 食品衛生（生活衛生班・食品衛生広域監視班）

（1）食品衛生

ア 食品衛生

目的 飲食に起因する衛生上の危害の発生を未然に防止し、県民の健康の保護を図る。

根拠 食品衛生法、食品衛生法施行条例、沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例、沖縄県食品衛生監視指導計画

	役割
生活衛生班	・食品施設の監視指導 ・苦情、違反食品の調査 ・食中毒調査 ・衛生教育等 ・食品収去
食品衛生広域監視班	・重点監視施設の監視指導 ・苦情、違反食品の検査 ・食中毒（疑いも含む）に係る検体の検査、調査 ・拭き取り検査 ・食品収去検査

成果・実績（生活衛生班）

令和2年度の総監視件数は、2,308件（食品衛生広域監視班の本島内監視件数を含む）であった。（第4統計2-（1）、（3））

また、2020年の食中毒事件数は、3件（対前年比5件減）で、病因物質の内訳は、カンピロバクター属菌（1件）とアニサキス（2件）によるものであった。（第4統計2-（4））

食品の収去は、畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査、放射性物質検査等で18検体を収去した。（第4統計2-（5））

食品に関する苦情は、44件（対前年度比37件減）あり、有症苦情が多かった。（第4統計2-（6））

衛生教育は、定例で開催している食品衛生講習会（次表）の他、不特定多数の人が訪れる祭りの出店業者や給食施設等を対象にした食品衛生講習会に講師を派遣、あるいは開催しており、令和元年度の派遣・開催数は44回、受講者数は1,587人（食品衛生広域監視班の講習件数を含む）であったが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため個別対応を行った。

※食品衛生広域監視班の監視・収去検査実績（第4統計2-（7）、（8））

県は平成21年度に食品衛生広域監視班を設置し、北部保健所、中部保健所、南部保健所の重点監視施設の監視指導、食品収去検査等を実施している。なお、当該班は、平成24年度までは中央保健所に組織されていたが、那覇市の中核市移行に伴い、平成25年度に中部福祉保健所へ組織編成され現在に至っている。

イ 食品衛生協会

目的 食品衛生思想の普及向上を図り、食品営業者の自主管理体制を強化し食品に起因する衛生上の危害防止を図る。

根拠 食品衛生法

内容（ア）食品衛生指導員による巡回指導

（イ）食品衛生思想の啓蒙（イベントや食品衛生講習会等の開催）

（ウ）優良業者等の表彰

(エ) 賠償共済への加入促進等

成果・実績

令和元年度は沖縄県食品衛生協会中部支部として食品衛生指導員による巡回指導や食品衛生責任者養成講習会の実施及び会員の経営安定と消費者保護の為の食品営業賠償共済の加入推進などの事業を行った。

営業許可等の取得に係る講習会		食品衛生責任者養成講習会		巡回指導	食品営業賠償共済
回数	受講者数	回数	受講者数	件数	加入者数
30	617	12	497	1,184	3,885

2 環境保全（環境保全班）

（1）大気汚染防止対策

ア 大気汚染防止

目的 大気汚染防止を図る。

根拠 大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、沖縄県生活環境保全条例

内容 上記法令に基づき、ばい煙発生施設、（一般）粉じん発生施設、特定粉じん排出等作業等の届出に関する指導及び公害発生防止に関する監視業務を行っている。

届出状況

（令和2年度）

根拠法令・条例	特定施設の種類	届出の種類	件数
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	設置届	4
		使用廃止届	13
	一般粉じん発生施設	設置届	2
		使用廃止届	1
	特定粉じん排出等作業届出数		
ダイオキシン類対策特別措置法	大気基準適用施設	設置届	0
		使用廃止届	0
沖縄県生活環境保全条例	ばい煙発生施設	設置届	0
		使用廃止届	12
	粉じん発生施設	設置届	1
		使用廃止届	1
	特定粉じん排出等作業届出数		

イ フロン排出抑制法に基づく登録関係

目的 オゾン層の保護及び地球温暖化防止。

根拠 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
（フロン排出抑制法）

内容 フロン類を含む業務用のエアコン、冷凍・冷蔵機器を整備・廃棄する際には、都道府県の登録を受けた事業者へ充填・回収させる必要があり、保健所においては事業者の登録指導等を行っている。

登録状況 令和3年3月31日現在の第一種フロン類充填回収業の管内登録業者数は114者であった。

（2）水質汚濁防止対策

ア 事業場排水対策

目的 公共用水域の水質汚濁防止。

根拠 水質汚濁防止法、沖縄県生活環境保全条例

内容 河川や海域等の公共用水域の水質汚濁防止を図るため、水質汚濁防止法等に規定される特定施設（畜舎、宿泊施設、工場等）の設置届出に係る審査・指導及び既設事業場等の排水基準遵守状況の監視・指導を行っている。

届出状況

(令和2年度)

届出種類	件数	内 訳 等
設置届	14	旅館業、バッチャープラント等
構造変更届	5	バッチャープラント、洗濯施設等
その他 (承継、氏名変更、廃止届等)	19	旅館業、し尿処理施設、研究施設、 自動式車輛洗浄施設、畜舎等

イ 公共用水域の水質監視

目 的 公共用水域の水質の監視

根 拠 水質汚濁防止法 令和2年度公共用水域の水質測定計画

内 容 比謝川、天願川、金武湾、与勝海域の環境基準の維持達成状況等の監視
調査結果 第4統計3-(2)、第4統計3-(3)に示す。

ウ 水浴場の水質監視

目 的 水浴場の水質の監視

内 容 入場者数1万人以上の水浴場の監視

調査結果 第4統計3-(2)、第4統計3-(3)に示す。

(3) 赤土等流出防止対策

目 的 赤土等の流出による公共用水域の水質汚濁防止。

根 拠 沖縄県赤土等流出防止条例

内 容 1千㎡以上の土地の区画形質の変更(宅地造成、農地造成等)を行う者は、
沖縄県赤土等流出防止条例に基づく届出(民間)又は通知(公的機関)を予め
行う義務があり、保健所ではその審査・指導及び監視を行っている。

届出状況 令和2年度における通知・届出件数は218件であった。(第4統計3-(4))

(4) 土壌汚染対策

目 的 土地の形質変更による汚染土壌の拡散を防止し、人への健康被害を防ぐ。

根 拠 土壌汚染対策法

内 容 3千㎡以上の土地の形質変更を行う者は、着手の30日前までに届出を行う
義務があり、保健所ではその審査を行い、その結果、汚染のおそれがある
と認められる場合は土壌汚染状況調査の実施命令を行っている。届出状況 令和2年度における届出件数は70件、調査命令件数は0件であった。
(第4統計3-(5))

(5) 廃棄物対策

目 的 廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、
処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の
保全及び公衆衛生の向上を図る。根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、使用済自動車の再資源化等に関する
法律、ちゅら島環境美化条例内 容 廃棄物の排出事業者、処理業者及び処理施設に対する監視・指導、廃棄
物不法投棄防止のためのパトロール、ちゅら島環境美化条例の県民、事業
者等への周知。

立入・指導実績

令和2年度は、排出事業者、産業廃棄物処理業者及び処理施設に対し、延べ300件の立入検査を行い、15件の文書指導及び行政処分を行った。なお、市町村及び警察署等関係機関との連携による廃棄物不法投棄防止のための一斉パトロールは新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止した。

(6) 浄化槽

目的 浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。

根拠 浄化槽法、沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

内容 浄化槽の設置等に係る各種届出の受付及び審査、設置状況の把握、浄化槽保守点検業の登録及び浄化槽の維持管理に関する指導等を行っている。

設置基数

令和2年度末現在、管内の浄化槽設置基数は、単独処理浄化槽が21,165基、合併処理浄化槽が8,965基の計30,130基である。当所では、浄化槽管理者に対し、浄化槽に関する知識の向上を図るとともに、定期的な保守点検及び清掃を実施するよう助言、指導を行っている。

(7) 公害苦情処理

内容 住民等からの公害関係苦情に係る現場調査及び行政指導等を行っている。

公害関係苦情処理件数 (令和2年度)

苦情の種類	処理件数	発生源等
大気汚染 (ばい煙・粉じん・アスベスト)	2	解体現場、事業所等
水質汚濁 (事業場排水・浄化槽・赤土等)	4	事業所、個人
騒音・悪臭	2	事業所、個人
その他 (廃棄物関係・野外焼却等)	11	事業所、個人
合計	19	

(8) 水質汚濁に係る事故処理

内容 公共用水域における魚類のへい死事故、油流出事故及び米軍基地由来の排水事故に係る現地調査、原因究明及び未然防止に係る指導を行っている。

処理件数

事故処理件数 (令和元年度)

事故の分類	件数
魚類のへい死	2
油流出事故	2
米軍基地関係排水事故	1
その他	1
合計	6

3 生活衛生（生活衛生班）

（1）簡易専用水道

目的 簡易専用水道の管理が適正に行われ、もって公衆衛生の向上を図る。

根拠 水道法

内容 水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、受水槽の有効容量の合計が10m³を超えるものを「簡易専用水道」といい、設置者は水槽の掃除・定期検査等の維持管理が義務づけられている。

成果・実績

令和2年度は11件の設置届があり、管内の届出総数は356件となっており、うち268件について、定期検査の実施を確認した。

※宜野湾市・沖縄市・うるま市は平成25年4月より、宜野座村は平成30年4月より水道法に基づく事務等の権限について移譲された。

（2）生活衛生関係営業施設

目的 理容所、美容所、クリーニング所、旅館業、住宅宿泊事業、公衆浴場、興行場の業務が適正に行われ、もって公衆衛生の向上を図る。

根拠 理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、住宅宿泊事業法、公衆浴場法、興行場法

内容 理容所、美容所、クリーニング所の開設時の検査確認、旅館業、公衆浴場、興行場の許可申請時の検査、住宅宿泊事業届出の受理を行う。また、営業施設の監視指導を行う。

成果・実績

令和2年度は、理容所等の93件を検査確認し、旅館業等の163件を新たに許可した。また、住宅宿泊事業について42件の事業届出書を受理した。

令和2年度生活衛生関係営業施設届出・許可件数

区分	理容所	美容所	クリーニング所	旅館業	公衆浴場	興行場	住宅宿泊事業
開設・許可等	8	72	13	160	0	3	42
変更	8	76	31	152	6	0	33
廃止	9	19	9	71	0	2	60

※廃止項目には保健所が行う廃業確認調査を含む。

（3）建築物衛生関係施設

目的 建築物における衛生的な環境の確保を図りもって公衆衛生の向上及び増進に資する。

根拠 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

内容 特定の用途、延べ床面積3,000m²以上を有する建築物（特定建築物）の所有者は、建築物環境衛生管理技術者を選任し保健所へ届出なければならない。さらに、建築物衛生管理基準に従った維持管理も義務づけられている。また、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業」を営んでいる者は、県知事の登録を受けることができ、現在では以下の8業種が定められている。

- | | |
|--------------|----------------|
| 1 建築物清掃業 | 5 建築物飲料水貯水槽清掃業 |
| 2 建築物空気環境測定業 | 6 建築物排水管清掃業 |

- | | |
|------------------|----------------|
| 3 建築物空気調和用ダクト清掃業 | 7 建築物ねずみ昆虫等防除業 |
| 4 建築物飲料水水質検査業 | 8 建築物環境衛生総合管理業 |

令和2年度建築物衛生関係届出件数

区 分	特定建築物	登録営業所
新規届・登録申請	8	11
変 更	30	12
廃 止	1	1

※廃止項目には保健所が行う廃業確認調査を含む。

(4) 墓地・納骨堂・火葬場

- 目 的 墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること
- 根 拠 墓地、埋葬等に関する法律
- 備 考 中部保健所管内の市町村については、平成21年4月から平成28年4月の間に、法律に基づく墓地等経営許可等の権限について移譲された。

(5) 海洋危険生物危害防止

- 目 的 ハブクラゲ等海洋危険生物による危害を未然に防止する。
- 根 拠 ハブクラゲ等危害防止対策事務処理要領
- 内 容 海洋危険生物の発生状況、刺咬症情報等を収集し、県民及び観光客等への情報提供や予防対策の指導を実施。管内の海水浴場やホテル、旅館などにポスターやパンフレットを配布し、利用者へ注意を促すとともに、管理者には、遊泳区域のネットの設置などを依頼している。
- 被害状況 令和2年度の中部保健所管内被害件数は海洋危険生物全体で44件（内ハブクラゲは23件）だった。

(6) ハブ対策

- 目 的 管内市町村のハブ対策について関係機関と連携を図り、ハブ咬症の未然防止に努める。
- 根 拠 沖縄県ハブ対策基本計画、沖縄県ハブ対策連絡協議会設置要綱
- 内 容 中部保健所管内ハブ対策地区協議会設置要綱を定め、所内におけるポスター掲示及びポスター、パンフレットの配布など啓発活動を実施した。

4 医務業務（生活衛生班）

(1) 医事

- 目 的 医療従事者免許申請事務と併せて、病院、診療所等医療施設の構造設備を確認、指導すること等により管内における適切な医療提供体制の確保を図る。
- 根 拠 医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法等。
- 内 容 免許申請、許可申請又は届出のある件につき書類審査又は現地調査を実施する。

ア 業務

医師など医療の担い手は、医療を受ける住民に対して良質で適切な医療を行う責務があるため、専門的知識と技能を保持するとともに、住民の健康な生活を確保するという公共的な任務を有する。このため、これらの資格を高い水準で定める免許制度となっている。

保健所では、医療従事者の関係法律により、免許申請を受け付けている。

また、病院、診療所、施術所など保健医療施設の開設等に伴う届出等の受理、施設検査等を行っている。

管内の28病院を対象に、毎年1回、医療法第25条に基づく立入検査を実施している。病院医療監視といわれるものであるが、医療事故防止や院内感染防止対策など適正な医療の確保に資するため、医療法上の医療従事者数、管理、帳票・記録、業務委託、防火・防災体制及び放射線管理の6部面にわたり検査を実施している。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により実施を見合わせた。

イ 市町村別医療施設状況

令和3年3月末現在の管内医療施設は病院28施設、診療所が462施設となっている。

なお、医療法（昭和23年7月30日法律第205号）により、病院とは医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの、診療所とは医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものとそれぞれ定義されている。

ウ 管内病院施設

管内にある28の病院については、第5資料の病院施設の項に一覧表を掲げる。

(2) 薬事

目的 薬剤師免許申請事務と併せて、薬局、医薬品販売業等の構造設備を確認、指導することにより管内における適正な医薬品等の供給体制の確保を図る。

根拠 薬剤師法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法等。

内容 免許申請、許可申請又は届出のある件につき書類審査又は現地調査を実施する。

ア 業務

医薬品は医療上有用であり、その品質、有効性及び安全性の確保が必要であることから、医薬品医療機器等法に基づく薬局、医薬品販売業などの店舗等の監視指導を実施している。

そのほか、毒物及び劇物はその使用目的を誤ると、公衆衛生上の危害が大きくなることなどから、毎年、危害防止運動月間を設定し、住民に周知を図るとともに毒物・劇物の適正管理等について関係登録施設の監視指導を行っている。

麻薬は疼痛緩和など医療上有用であることから、その施用等にあたっては県知事の免許を受けて行うことができる。関係申請書等は保健所において受け付けている。

イ 薬局及び医薬品販売業許可施設数

管内に所在する薬局、医薬品販売業店舗数は第4統計5-(2)のとおりである。

ウ 毒物劇物取扱施設

管内に所在する毒物劇物販売業の登録店舗数等は第4統計5-(3)のとおりである。

エ 薬物乱用防止

薬物乱用は単に乱用者自身の精神や身体の問題にとどまらず、家庭内の暴力などによる家庭の崩壊など社会全体の問題となることから、毎年、薬物乱用防止運動を展開し、住民に対して薬物乱用のおそろしさ、関係法律の厳しい規制等周知を図っている。

覚醒剤・大麻・危険ドラッグなどの薬物乱用について、管内には、知事から委嘱を受けた薬物乱用防止指導員が37名おり、各地域において薬物乱用防止の草の根運動を行っている。

(3) 献血思想の普及

現在、血液の機能を完全に代替できる手段がないため、医療において輸血は欠かすことのできない治療法であり、必要な血液を確保するには、住民の献血（400mL・200mL・成分）によらなければならない状況である。

なお、平成14年7月25日、血液製剤の安定供給をめざす「国内自給の確保」を基本理念とした「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が成立し、同年7月31日公布された。

献血事業推進については、各市町村に献血の一層の推進を図るため組織されている、献血推進協議会との連携を強化していく取り組みへシフトしている。

II 健康づくり施策（健康推進班）

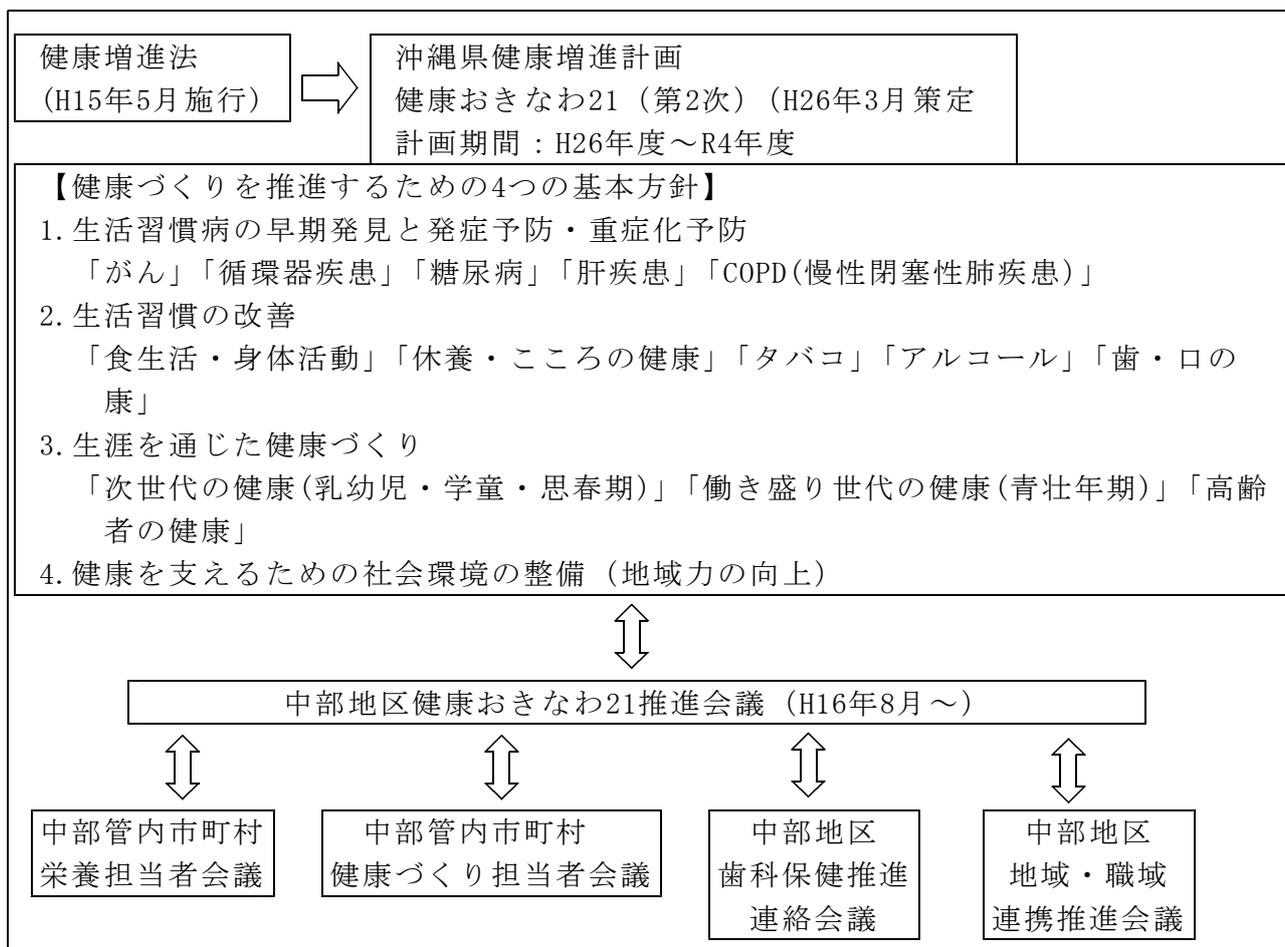
1 健康おきなわ21（第2次）の推進

【根拠法令及び目的】

沖縄県では、平成14年1月に「早世の予防」「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」を目的とする県の健康づくり指針として「健康おきなわ2010」を策定。平成20年3月には、前計画の目的を引継ぎ、長寿世界一復活に向けた行動計画として「健康おきなわ2」へ改定し、県民一体の健康づくり運動を推進してきた。しかし、平成22年都道府県別生命表(平成25年2月公表)で、本県の平均寿命は男性が25位から30位へ、女性は1位から3位へ順位を下げ、長寿県としての地位は危機的状況となった。この状況をふまえ平成26年3月に、「健康・長寿おきなわ」の維持継承を図り、「2040年に男女とも平均寿命日本一」を長期目標とする「健康おきなわ21（第2次）」（健康・長寿おきなわ復活プラン）を策定した（健康増進法第8条に基づく健康増進計画として策定）

県民一人ひとりが主体的に健康づくりを行い、家庭や学校、地域、職場等の社会環境に働きかけるしくみをつくり、行政機関や各種団体等の関係機関と連携し社会全体で健康づくりを総合的に推進していく。

○中部地区における健康おきなわ21（第2次）の事業展開



(1) 健康増進事業等

ア 中部地区健康おきなわ21推進会議の開催

目的：健康おきなわ21を中部地区において推進し、健康づくり運動を積極的に展開するとともに、市町村健康づくり計画と連携を図り効果的に推進する。

<第1回>

日時：令和2年8月

場所：中部保健所 3階 研修室 ※新型コロナウイルス感染症対応のため中止

<第2回> ※中部地区地域・職域連携推進会議と合同開催

日時：令和3年1月21日（木）発送 紙面開催

内容：① これからのがん検診～要は精度管理～

大腸がん検診の精査受診率を上げるためには？

② 運動習慣スマートチェンジ2020の取り組み

地域・職域において、運動習慣の無い方の行動変容を促すポイントは？

<情報提供>

・「栄養」でフレイル予防！（沖縄県栄養士会より）

・いきいきなごみ体操（沖縄県健康運動指導士会より）他

<寄稿記事>

～コロナ禍の健康づくり・中部地区の魅力を活かした健康施策への提言～

地域の魅力再発見！ウオーク&ライドのすすめ 他

・沖縄県サイクリング協会 森 兵次氏

・沖縄県サイクルツーリズム推進協会 謝花さゆり氏

・サイクルスポーツ振興協会 森 豊氏

イ 中部管内市町村健康づくり担当者連絡会議の開催

目的：管内市町村及び県が実施している健康づくり事業について、保健所と市町村が各々に把握し、情報交換を行うことにより、健康づくり事業の効果的・効率的な実施、今後の計画への活用を図る

日時：令和2年5月に計画 ※新型コロナウイルス感染症対応のため中止

ウ 市町村健康増進計画の推進

市町村健康づくり推進協議会へ委員及びオブザーバーとしての参加及び情報提供
(協議会参加：宜野湾市・沖縄市・うるま市・恩納村・宜野座村・嘉手納町・北中城村・読谷村・北谷町)

エ 生活習慣病対策

(ア) 普及啓発

a 健康増進普及月間における生活習慣病予防に関するパネル展示及びパンフレット等啓発資材配布

期間：令和2年9月28日（月）～10月2日（金）

場所：サンエー具志川メインシティ

b 市町村及び関係機関へのパネル等の貸出やパンフレット配布

(イ) 中部地区における医療連携の推進

a 糖尿病連携

平成19年に中部保健所で開催した「中部地区糖尿病連携会議」をきっかけに、中部地区医師会に「中部地区糖尿病標準治療推進委員会」が設置され、地域の糖尿病患者を地域の医療機関で支援することを目指し、研修会、勉強会、糖尿病地域医療連携システムの構築を行っている。平成29年度から名称を「中部地区糖尿病医療ネットワーク委員会」に変更。保健所は委員として参画。

(ウ) 中部地区における職域の健康づくり施策

a そろそろ運動しませんか？運動習慣スマートチェンジ2020キャンペーン
行動経済学のナッジ理論を内容に取り入れた、職域における健康づくり
の取組の実践と効果検証を実施。

日時：周知期間 令和2年6月29日(月)～7月 3日(金)

実施期間 令和2年7月 6日(月)～8月28日(金)

表彰式 令和2年9月28日(月) ※健康増進普及月間行事

(2) 地域・職域連携推進事業

ア 目的

近年、国民の生命・健康を脅かす主要な疾患となっている、がん・心臓病・脳血管疾患・糖尿病等の生活習慣病を予防するためには、個人の主体的な健康づくりへの取り組みに加え、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業による生涯を通じた継続的な健康管理の支援が必要である。

地域保健・職域保健の連携により、特に働き盛り世代の生活習慣病予防対策及び健康増進を図るため、健康情報を共有し、保健事業実施における協働、相互の社会資源の活用を図ることを目的とする。

イ 根拠

平成18年6月30日付け健発第0630003号 厚生労働省健康局長通知「地域保健医療等の推進事業の実施について」の「地域・職域連携推進事業実施要綱」

一部改正：平成21年4月1日付け健発第0401005号

ウ 事業内容

中部地区地域・職域連携推進会議

日時：令和3年1月21日（木）発送 紙面開催

内容：

①意見交換

a これからのがん検診～要は精度管理～

大腸がん検診の精査受診率を上げるためには？

b 運動習慣スマートチェンジ2020の取り組み

地域・職域において、運動習慣の無い方の行動変容を促すポイントは？

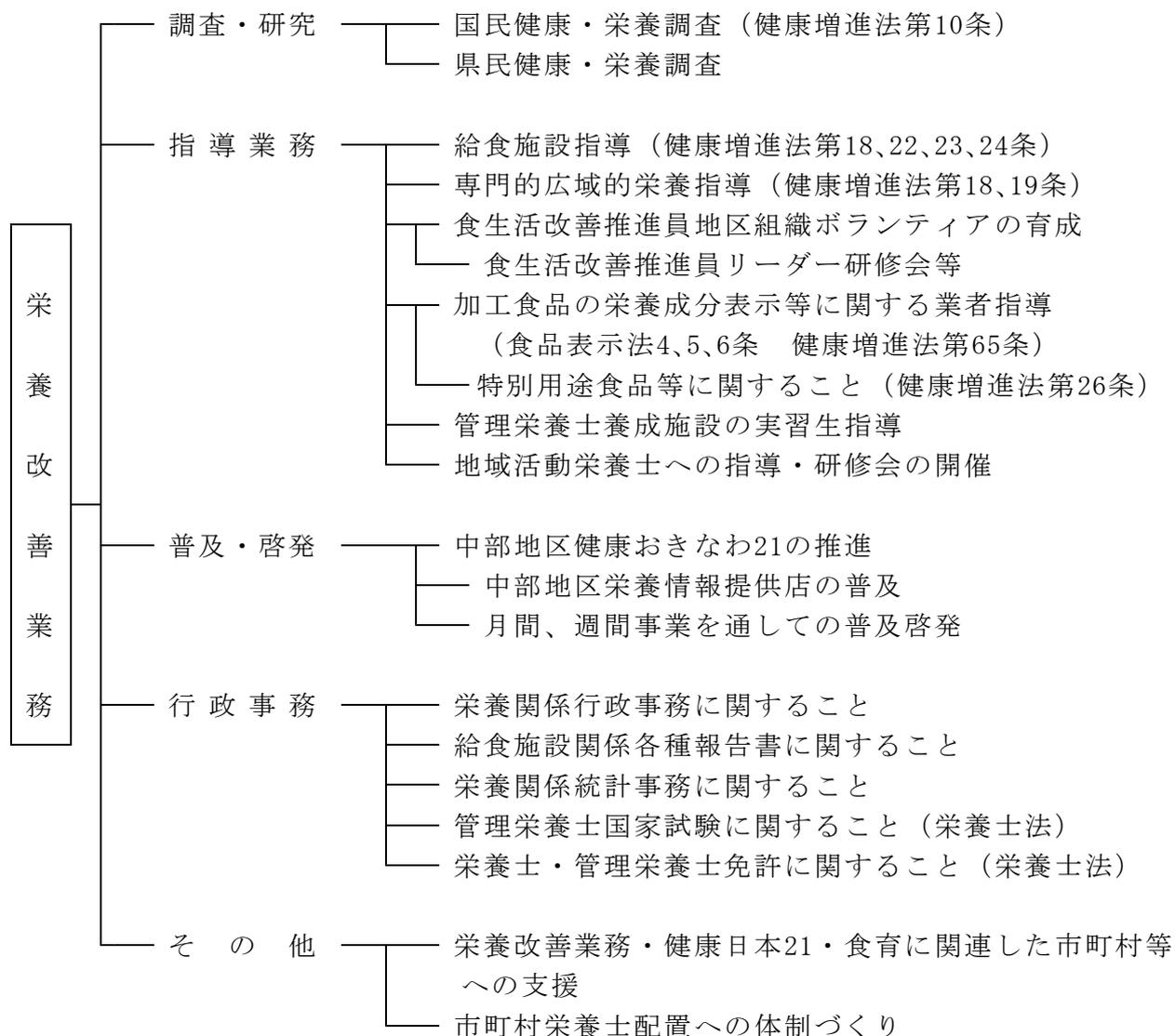
②情報提供

a 「栄養」でフレイル予防！（沖縄県栄養士会より）

b いきいきなごみ体操（沖縄県健康運動指導士会より）他

(3) 栄養改善事業

地域住民の健康の保持増進を図ることを目的として、地域住民の栄養と健康の現状を把握分析するための調査研究事業、専門的・広域的栄養指導、市町村支援、給食施設の栄養管理指導、食品関係企業等への栄養成分表示指導、食生活改善推進員地区組織の育成及び行政事務等の栄養改善事業を実施している。



ア 栄養指導

健康増進法第18条第1項第1号に基づき、住民の健康の増進を図るために必要な栄養指導その他の保健指導のうち、特に専門的な知識及び技術を要するものを行う。

表1 栄養指導業務

個別指導					集団指導 (延人員)							
					母子		生活習慣病		健康増進		その他	
母子	生活習慣病	健康増進	その他の 疾病	その他	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員
0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 給食施設指導

健康増進法第18条第1項第2号及び第22条に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設と特定給食施設の設置者に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行っている。

特定給食施設とは、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち、1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設を言う。

表2 給食施設指導状況

特定給食施設	その他給食施設	計	回数	延施設数
66	97	163	0	0

ウ 栄養成分表示等に関する相談・指導

肥満や生活習慣病の増加を背景として、食を通じた健康づくりに対する県民の関心が高まっている。

県民の食品選択を支援する観点から、食品の栄養成分について名称や含有量などをわかりやすく適正に表示し、加工食品等の栄養成分に関する適切な情報の提供を目的として、食品関係企業へ対し、加工食品の栄養成分表示等の相談及び指導を行っている。

表3 栄養成分表示等の相談・指導状況

栄養成分表示	特定保健用食品等
116件	0件

エ 研修会等の開催状況

市町村の栄養改善業務や健康づくり担当者、食生活改善推進員地区組織や地域活動栄養士の相互の連携と知識の向上を目指すため研修会及び会議を開催している。

表4 研修会等開催状況

開催年月日	会議・研修会内容	参加人数
令和2年5月22日	市町村栄養担当者会議	
令和元年8月25日	食生活改善推進員リーダー研修会	

※新型コロナウイルス感染症対策のため中止

オ 地区組織の育成

食を通じた健康づくりを推進するため、栄養の知識・技術を習得した食生活改善推進員が市町村健康づくり事業及び食生活改善推進員中部支部事業で活躍している。各市町村の食生活改善推進協議会及び中部支部結成状況は表5のとおりである。

表5 市町村食生活改善推進協議会結成状況

令和2年度

市町村名	協議会結成年月日	協議会会員数
沖縄市	平成元年5月29日	130人
うるま市	平成18年6月1日	49人
読谷村	平成12年1月11日	33人
宜野湾市	平成15年4月1日	50人
嘉手納町	平成19年5月31日	20人
北谷町	平成20年5月26日	21人
中部支部	平成14年12月12日	

平成28年度より中部支部は休部。

カ 中部地区栄養情報提供店普及事業

食環境整備事業として、飲食店との協働によりメニューの栄養成分表示や栄養・健康に関する情報を提供し、住民がその情報を参考にして外食を選択し、正しい食生活の実践につなげることを目的として平成19年度より実施している。

(ア) 事業の説明及び講習会の開催

a 食品衛生講習会での事業説明：45回

(イ) 登録店舗数：33件（令和3年3月末現在）

キ 栄養士免許・管理栄養士免許関係

栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条に基づき申請業務を行っている。その状況は表6のとおりである。

表6 管理栄養士免許・栄養士免許申請等状況

令和2年度

管理栄養士			栄養士			合計
申請	訂正	再交付	申請	訂正	再交付	
21	15	0	13	19	3	71

ク 国民健康・栄養調査、県民健康・栄養調査

国民健康・栄養調査及び県民健康・栄養調査を実施し、管内健康づくり及び栄養改善事業に活用している。平成23年度以降の調査実施概要は表7のとおりである。

< 国民健康・栄養調査 >

健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的に実施されている。

< 県民健康・栄養調査（5年に1回実施） >

県民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、県民の健康増進対策を推進するための基礎資料を得ることを目的に沖縄県が実施するものである。

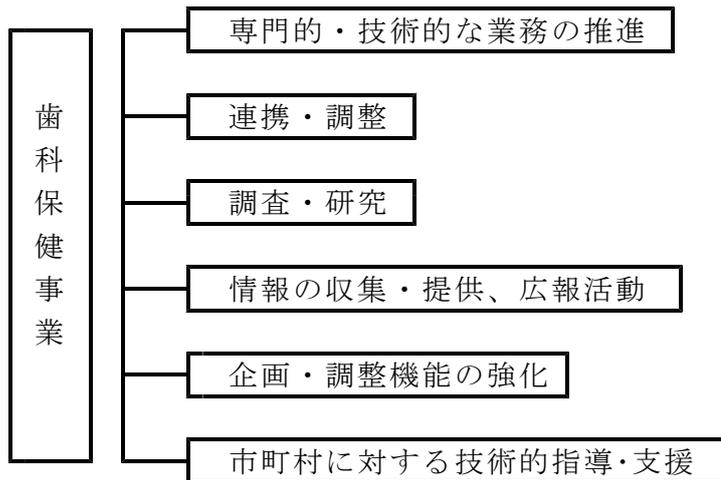
表7 調査実施概要

調査年度	区分	調査地区	世帯数	世帯人数	調査内容
平成23年度	国民	沖縄市	13	46	* 国民健康・栄養調査の沖縄市(1地区)は県民健康・栄養調査と重複 * 平成23年度県民健康・栄養調査は栄養摂取状況調査あり、なしの地区に分けて実施
	県民	うるま市①	26	66	
		うるま市②	19	78	
		宜野湾市①	39	103	
		宜野湾市②	26	60	
		沖縄市①	27	42	
		沖縄市②	37	106	
		沖縄市③	13	46	
		読谷村	43	95	
		北谷町	35	68	
平成24年度	国民	宜野湾市①	44	135	* 平成24年度は大規模調査の為調査地区数、1調査区当たり世帯数を拡大し実施
		宜野湾市②	21	35	
		沖縄市①	41	138	
		沖縄市②	28	68	
平成25年度	国民	うるま市	15	36	
		金武町	9	19	
平成26年度	国民	沖縄市	9	20	
平成27年度	国民	宜野湾市	14	19	
平成28年度	国民	宜野湾市	35	69	* 平成28年度国民健康・栄養調査は大規模調査 * 国民健康・栄養調査の3地区は県民健康・栄養調査と重複 * 県民健康・栄養調査は、栄養摂取状況調査あり(5地区)、なし(4地区)に分けて計9地区実施
		沖縄市	55	114	
		金武町	21	45	
	県民	沖縄市①	47	123	
		沖縄市②	40	92	
		宜野湾市	28	52	
うるま市	42	90			
金武町	32	61			
北谷町	53	126			
平成29年度	国民	沖縄市	8	17	
平成30年度	国民	宜野湾市	7	14	
令和元年度	国民	沖縄市	11	28	
		金武町	19	26	

(4) 歯科保健事業

歯及び口腔の健康を保つことは、単に食物を咀嚼するだけでなく、食事や会話を楽しむなど豊かな人生を送るための基礎となる。平成31年3月に「沖縄県歯科口腔保健の推進に関する条例」が制定され「健康おきなわ21（第2次）における「歯・口腔の健康」を推進し、地域住民の歯や口の保持増進を目的に歯科保健事業を実施している。

(法的根拠)：歯科口腔保健の推進に関する法律（H23年8月法律第95条）
地域保健法（第5条第1項）、健康増進法（第2章第7条第6号）
歯科保健業務指針（H9年3月健政第138号）



ア 歯科保健推進事業

(ア) 中部管内歯科保健推進連絡会議（新型コロナ感染拡大予防のため中止）関係機関・団体が連携し効果的な歯科保健対策を推進することで地域住民の口腔状況の改善につなげることを目的として、主に幼児期におけるむし歯予防のための環境づくりについて関係機関・団体で検討するため会議開催を予定してたが中部管内の新型コロナ感染拡大に伴い感染拡大予防の観点から今年度は会議開催を中止した。

(イ) 沖縄県歯科口腔保健の推進に関する資料提供

送付先：管内市町村健康づくり所管課（市町村関係）
沖縄県中部地区歯科医師会（歯科医療関係）
沖縄県保育協議会（保育関係）
沖縄県中頭教育事務所（教育関係）

内 容：①沖縄県歯科口腔保健推進計画（歯がんじゅうプラン）
②沖縄県歯科口腔保健推進計画（歯がんじゅうプラン）評価目標一覧
③「歯がんじゅう月間」（歯科口腔保健啓発月間）関連チラシ
④沖縄県障害者歯科地域協力医登録医院（沖縄県歯科医師会）
⑤定期的に歯科健診を受けましょう「健康なからだは健口から」リーフレット 沖縄県・（一社）沖縄県歯科医師会
⑥むし歯や歯周病・口臭を防ぐ「デンタルフロスや歯間ブラシを毎日使いましょう」リーフレット 沖縄県・沖縄県歯科衛生士会
⑦歯みがき時の注意点（新型コロナ感染予防）に関する啓発チラシ

イ 普及啓発

(ア) 歯と口の健康週間パネル掲示

期間：6月1日(火)～6月10日(木)

場所：中部保健所庁舎内ロビー掲示板

内容：むし歯予防及び歯周病予防ポスター掲示

リーフレット窓口配布（歯周病予防関連）

*新型コロナ感染症拡大に伴いパネル展中止

(イ) 「歯がんじゅう月間（歯科口腔保健啓発月間）」パネル展（規模縮小）

期間：令和2年11月2日(月)～11月6日(金)

場所：サンエー具志川メインシティ（ATM付近）

目的：歯周病は、むし歯（う蝕）と並ぶ歯科の二大疾患であり歯の喪失をもたらす主な疾患である。歯周病は、糖尿病や循環器疾患等の生活習慣病との関連性が指摘されていることから歯周病予防は重要な健康課題の一つである。そこで地域住民を対象に歯科口腔保健の推進について関心と理解を深めてもらうため、毎年11月「歯がんじゅう月間（歯科口腔保健啓発月間）」の周知及びむし歯や歯周病予防についての普及を目的に実施する。

対象：一般住民

(ウ) 食品衛生講習会時に歯周病予防を含むて説明：5回 98名

日時：毎週水曜日 15時頃（約10分）

（沖縄県新型コロナ緊急事態宣言期間中は実施なし）

場所：中部保健所3階研修室

ウ 情報の収集・提供

(ア) 1歳6か月児・3歳児歯科健康診査歯科結果についてデータの収集・市町村等への提供

沖縄県の母子保健（健康長寿課調べ）参考

(イ) 県内児童生徒の歯科健診結果についてデータの収集・市町村等への提供

学校保健統計調査報告書（沖縄県教育委員会）参考

エ 市町村に対する技術的な指導・支援

市町村、保育所等へフッ化物洗口の実施手順やフッ化物洗口に必要な物品の説明、歯周病予防及び要介護高齢者向け口腔機能向上に関する資料提供

(5) タバコ対策事業

ア 法的根拠

平成14年8月2日「健康増進法」公布、健康増進法第25条（受動喫煙の防止）
平成30年7月25日「健康増進法の一部を改正する法律」公布

イ 事業内容

(ア) 受動喫煙防止対策の推進

a 健康増進法の一部改正に伴う受動喫煙対策実態調査

目的：「健康増進法の一部を改正する法律」が平成30年7月25日に交付され、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等は区分に応じ、当該施設等の一定の喫煙場所を除き、喫煙を禁止するとともに、当該施設の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定められた。第一種施設(学校・病院・児童福祉施設・行政機関の庁舎等)は令和元年7月1日より施行となった。

第一種施設のうち、令和2年度は学校関係機関の受動喫煙対策の状況について把握し、今後の対策を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

対象：管内小学校(73)、中学校(36)、特別支援学校(6)、高等学校(24)
大学・専修学校(14) 計153施設
(令和2年5月31日現在、沖縄県教育委員会HPに掲載されている学校)

調査時期：令和2年6月

調査方法：対象施設に調査票を啓発媒体と共に郵送しFAXによる回答を依頼
回収率：65.4%

内容：①法改正の認識について
②受動喫煙対策の現状について
③加熱式・電子タバコの課題について
④喫煙者に対する禁煙支援の現状について

(イ) 改正健康増進法及び受動喫煙防止対策に関する啓発媒体の送付

a 第一種施設：中部管内学校関係(中頭教育事務所含む) 合計154施設
中部管内内科・歯科・薬局関係 合計601施設

内容：「受動喫煙を防ごう！～タバコが与える健康被害～」健康おきなわ21
(第2次)リーフレット(沖縄県健康長寿課)
「みんなでなくそう望まない受動喫」チラシ(厚生労働省)
「禁煙治療に保険が使える医療機関」チラシ(中部保健所)
「どんなタバコもあなたの大切な体には有害です」(中部保健所)

b 第二種施設：ゴルフ場及びゴルフ練習場関係 合計19施設

内容：「受動喫煙対策リーフレット」(沖縄県健康長寿課)
「2020年受動喫煙対策座談会リーフレット」(沖縄県健康長寿課)
「みんなでなくそう望まない受動喫」チラシ(厚生労働省)
「禁煙治療に保険が使える医療機関」チラシ(中部保健所)
「どんなタバコもあなたの大切な体には有害です」(中部保健所)

(ウ) 喫煙可能室設置施設の届出(新規/変更/廃止)について

県が制定した「喫煙可能室設置施設の届出に関する取扱要領」に基づき、

令和元年12月より届出受付を開始した。既存特定飲食提供施設に該当し、喫煙可能室を設置する場合は管轄保健所へ届出が必要である。

また、設置届の内容に変更が生じた場合は、変更届けの提出を喫煙可能室を廃止した場合は、廃止届けの提出が必要である。

各届出様式については、中部保健所健康推進班の窓口での配付や中部保健所ホームページからダウンロード可能。

a 既存特定飲食提供施設について

改正健康増進法の規定により、既存特定飲食提供施設に限り、経過措置として、「喫煙可能室」の設置が認められている。既存特定飲食提供施設とは、2020年4月1日時点ですで営業している飲食店、個人経営または資本金・出資金の総額が5,000万円以下、客席面積100㎡以下の条件すべてを満たす小規模の飲食店が該当する。

b 喫煙可能室設置施設届出数について

表 1 喫煙可能室設置施設届出数（令和2年4月～令和3年3月）（件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
届出	341	89	63	24	1	5	8	4	7	3	3	4	552
変更届出	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	3
廃止届出	2	2	3	1	0	3	0	1	0	0	0	0	12

* 喫煙可能室設置施設届出・変更届出・廃止届出は施設の全部喫煙可能な飲食店であり施設の一部が喫煙可能な飲食店からの届出はない。

ウ 普及啓発

(ア) 世界禁煙デー（5月31日）・禁煙週間（5月31日～6月6日）ポスター掲示

期間：5月28日（金）～6月18日（金）

場所：中部保健所庁舎内

内容：喫煙や受動喫煙による健康被害、改正健康増進法に関するポスター掲示及びリーフレット・チラシ配布

* 新型コロナウイルス感染症拡大に伴いパネル展は中止

(イ) 食品衛生講習会（ミニ講話及び資料のみ配布）

日時：令和2年4月～令和3年3月 約10分程度 年30回

対象：食品衛生講習会飲食店関係受講者（主催：中部保健所生活衛生班）

内容：飲食店は2020年4月1日から原則屋内禁煙が義務付けられたことから、改正健康増進法の周知、受動喫煙の健康への影響及び受動喫煙対策について正しい知識の普及をおこなう。

* 改正健康増進法・受動喫煙対策関係のチラシ、リーフレット配布

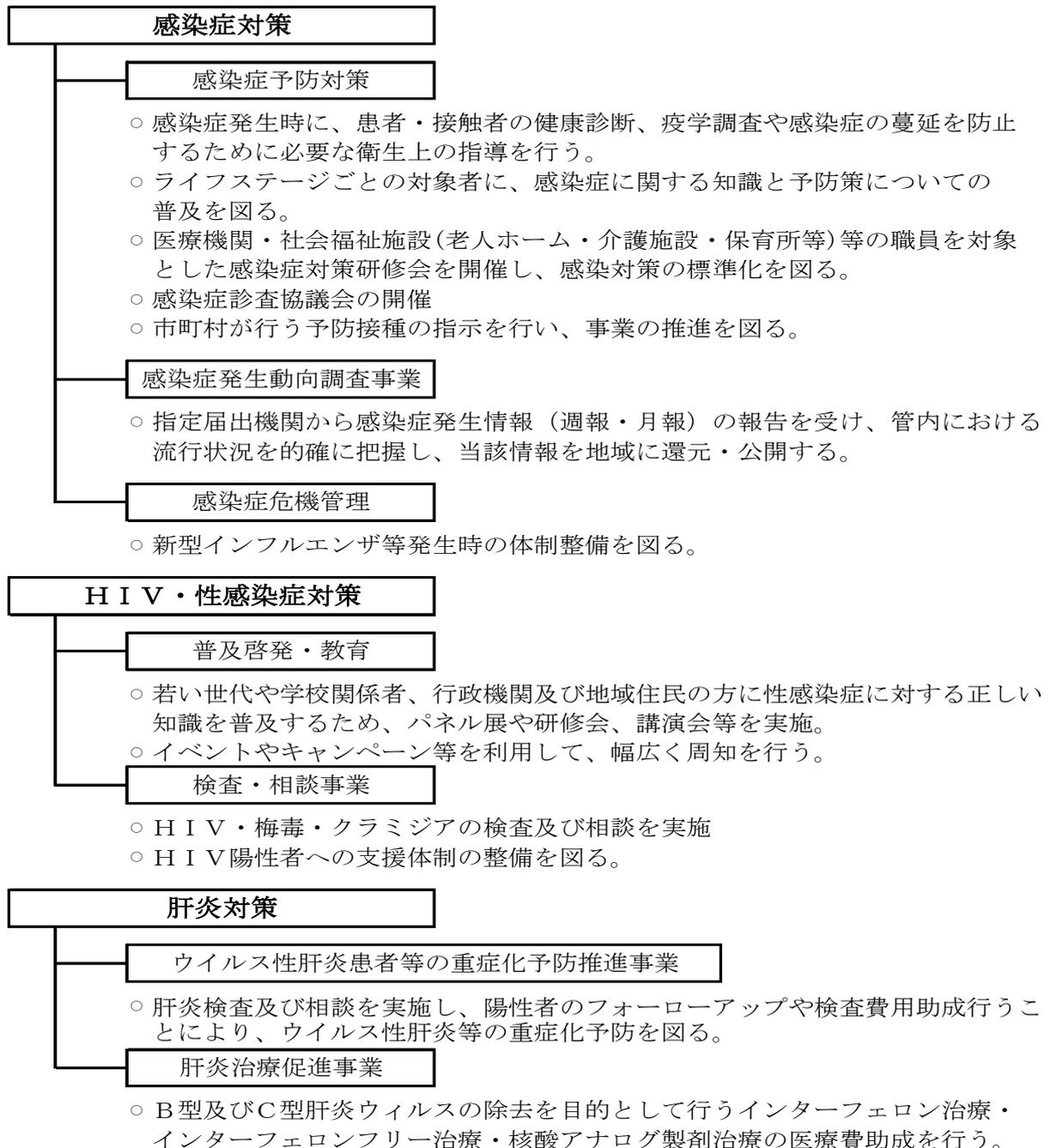
(ウ) 中部保健所ホームページへ掲載（改正健康増進法関連、喫煙可能室設置施設届出、禁煙治療に保険が使える医療機関、加熱式タバコ等について）

Ⅲ 疾病対策（健康推進班）

1 感染症対策事業

平成 11 年 4 月に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）に基づき、感染症の発生予防及び発生時のまん延防止対策の構築や意識の普及啓発、人材の育成及び資質の向上、患者等の人権に配慮した医療体制の整備など、総合的な感染症対策を推進している。

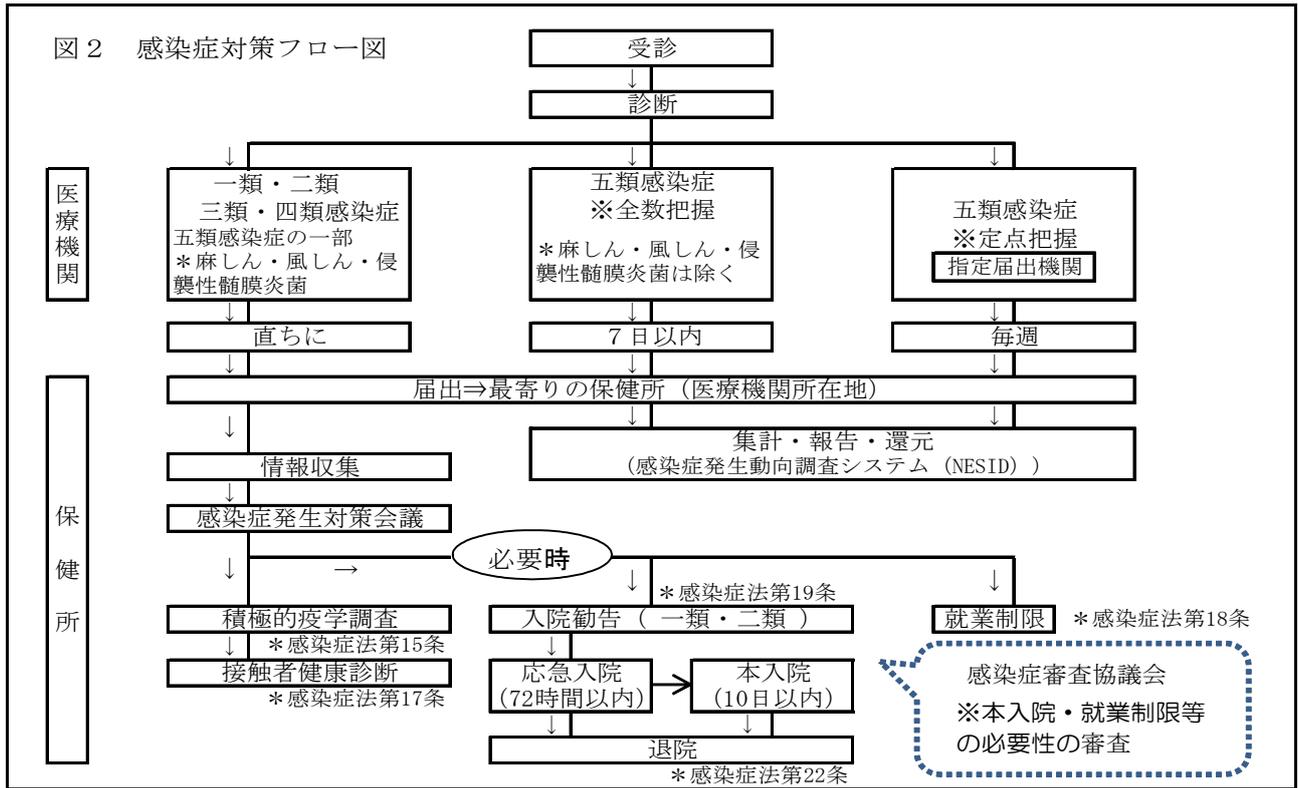
図 1 中部保健所における感染症対策事業



(1) 感染症発生動向調査及び発生時の対応

感染症法に基づき、医療機関から感染症発生情報を受け、管内における感染症の流行状況を的確に把握し、当該情報を地域に還元・公開している。また、1類～4類感染症の発生時においては、感染症法に基づき適正対応・まん延の防止を図るための対策を行っている。

(2) 感染症発生届出状況



平成 31 年 1 月～令和元年 12 月の感染症発生は、1・2 類感染症（結核を除く）0 件、3 類感染症 1 件、4 類感染症 17 件であった。

表 1 年別中部保健所管内全数把握対象疾患報告状況

(単位：人)

分類	疾患名	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年1月～ R元年12月
1 類	発生なし	0	0	0	0	0
2 類	結核 発病者	73	62	67	61	38
	潜在性結核感染症	52	54	50	42	52
3 類	細菌性赤痢	0	0	0	0	0
	腸管出血性大腸菌感染症					
	O-157	1	2	1	1	0
	O-103	1	0	0	0	0
	O-91	1	0	0	0	0
	O-26	0	0	0	1	0
	腸チフス	0	0	0	0	1
4 類	A型肝炎	1	0	0	0	0
	重症熱性血小板減少症候群	0	1	0	0	0
	デング熱	0	0	0	0	2
	ブルセラ症	0	0	0	0	0
	マラリア	0	0	1	0	0
	レジオネラ症	2	4	6	11	13
	レプトスピラ症	2	13	2	1	2
	アメーバ赤痢	2	4	1	3	0
5 類	ウイルス性肝炎	0	0	0	0	1
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	4	1	20	14	18
	急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く）	0	0	0	2	0
	急性脳炎	1	2	1	1	2
	クロイツフェルト・ヤコブ病	1	0	0	0	0
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	0	0	3	4	3
	後天性免疫不全症候群	7	4	3	5	2
	ジアルジア症	0	0	0	0	0
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1	1	8	8	11
	侵襲性髄膜炎菌感染症	2	1	1	1	1
	侵襲性肺炎球菌感染症	11	10	34	38	45
	水痘（入院例）	0	0	1	3	1
	梅毒	3	5	7	11	9
	破傷風	0	2	0	2	2
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	1	1	0	0	0
	百日咳	0	0	0	8	46
	風しん	1	2	0	7	1
麻疹	0	0	0	26	0	
薬剤耐性アシネトバクター感染症	0	0	0	1	0	

表2 平成31年1月～令和元年12月 中部保健所管内定点把握対象疾患月別報告状況

疾患名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
1 インフルエンザ*	4,026	1,779	532	386	334	571	925	1,242	4,334	964	255	512	15,860
2 RSウイルス感染症	1	2	5	24	44	161	316	59	4	9	1	1	627
3 咽頭結膜熱	4	9	16	21	35	62	142	113	96	34	29	22	583
4 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	38	48	49	47	61	47	62	27	29	27	45	71	551
5 感染性胃腸炎	100	53	78	100	136	103	45	56	41	26	26	63	827
6 水痘	37	33	13	18	14	13	26	11	17	13	16	27	238
7 手足口病	10	18	3	38	77	86	237	195	85	29	9	6	793
8 伝染性紅斑	67	76	83	49	40	34	30	15	17	6	4	3	424
9 突発性発疹	14	14	22	34	27	18	20	24	21	21	18	12	245
10 ヘルパンギーナ	0	0	0	4	14	21	21	21	7	9	10	1	108
11 流行性耳下腺炎	7	4	5	3	3	6	6	4	4	7	7	3	59
12 急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13 流行性角結膜炎	6	1	1	1	10	8	23	8	11	9	1	1	80
14 細菌性髄膜炎 (真菌性含む)	2	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	6
15 無菌性髄膜炎	0	0	0	0	1	7	3	1	1	0	2	2	17
16 マイコプラズマ肺炎	3	1	7	5	1	5	2	5	4	1	6	6	46
17 クラミジア肺炎(オウム病除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18 感染性胃腸炎(ロタウイルスによる)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	4,315	2,040	814	731	797	1,142	1,858	1,781	4,671	1,156	430	730	20,465

(3) 感染症診査協議会

平成19年4月、結核予防法を廃止し感染症法に統合したことで、結核診査協議会が感染症診査協議会に統合された。令和元年度、結核以外の感染症発生に伴う診査会は1回開催している。

(4) 中部地区感染症対策ネットワーク会議

平成24年1月、管内医療機関（中部病院、中頭病院、中部協同病院、中部徳州会病院、沖縄病院、ハートライフ病院）及び関係機関がネットワークを構築し、感染症発生状況等の情報共有化と、感染症対策について協議することにより中部地区の感染症対策の強化を図ることを目的として設置。保健所を事務局として、年に1回以上の会議を開催している。

ア 令和元年度 中部地区感染症対策ネットワーク会議

第1回：令和2年2月12日

新型コロナウイルス感染症に関する情報共有

(5) 感染症予防対策研修会

医療施設、高齢者福祉施設、保育所・幼稚園・学校等の施設職員が、感染症発生時に迅速・的確に感染拡大防止策が実施できるよう平常時から感染症予防知識の啓発を行い、自主的に予防対策を行えるよう支援することを目的に実施。

ア 高齢者施設における感染症予防研修会

開催：令和元年 11 月 26 日

対象：管内における介護療養型医療施設、介護老人保健施設、介護老人福祉施設の職員

内容：①報告「中部保健所管内における薬剤耐性菌による感染症発生状況」

②報告「中部保健所管内の介護施設等における薬剤耐性菌対策に関するアンケート調査の結果」

③講義「介護施設等における薬剤耐性菌感染症の対策について」

(6) 予防接種事業

予防接種法に基づく定期の予防接種は、市町村長が行うこととされている。県保健所は、予防接種法第 3 条第 1 項に基づき、市町村が行う予防接種の指示を行い、予防接種事業の円滑な推進を支援。また、予防接種率向上のための関係機関との連絡・連携の役割を持つ。

ア 管内市町村予防接種担当者会議

開催日：令和元年 6 月 21 日

内 容：予防接種間違い報告・予防接種副反応報告について

長期療養児の予防接種の機会の確保報告

予防接種健康被害調査委員会の開催状況

健康被害救済申請認定状況報告

風しんに係る追加的対策について

沖縄市 骨髄移植後のワクチン再接種に係る費用助成制度について

(7) HIV・性感染症検査・HTLV-1 検査・相談

保健所では、昭和 62 年からエイズについての相談や HIV 抗体検査を実施。より検査を受けやすくするために、平成 5 年 10 月より、HIV 抗体検査の無料化（匿名検査）を実施した。中部保健所においては、平成 17 年 4 月より検査当日に結果が判明する即日検査を、平成 19 年 5 月から夜間即日検査（毎月第 3 水曜日）を開始した。しかし、平成 28 年 9 月より毎月の夜間検査を休止している。

その他の性感染症対策としては、梅毒抗体検査、クラミジア抗原検査を平成 25 年度より無料化。受検者への教育啓発、陽性者への早期治療につなげるための受診支援を実施することにより、予防及びまん延防止を図っている。

HTLV-1 検査・相談については、平成 23 年 7 月より実施しており、年間の検査相談件数は 2～3 件である。

ア HIV 及び性感染症検査の実施状況

令和元年度の HIV 検査件数は 277 件で、その内訳は男性 170 件（61%）、女性 107 件（39%）であった。男性における年代別の検査件数は 30 代が 66 件（24%）、次いで 20 代が 59 件（21%）。女性における年代別の検査件数は 20 代が 44 件（16%）、30 代が 31 件（11%）であった。

梅毒検査件数は 266 件、クラミジア検査件数は 221 件、HTLV-1 検査検査は 1 件であった。

表3 年度別 HIV 抗体検査件数（男女別）

（単位：件）

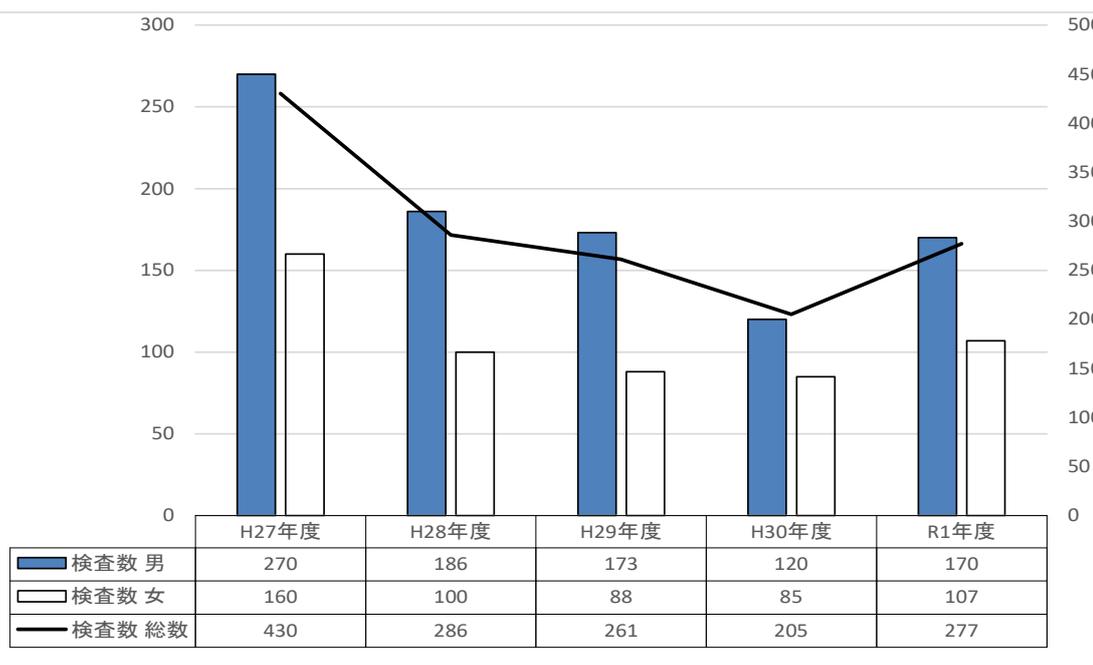


表4 年度別梅毒・クラミジア検査件数

（単位：件）

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
梅毒	295	210	227	170	266
クラミジア	219	162	186	125	221

(8) 肝炎対策

国は平成26年度に「特定感染症検査等事業実施要領」を改正し「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領」を策定しており、本県においても平成27年度より「沖縄県ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領」を定めB型・C型肝炎ウイルス検査及び相談・陽性者のフォローアップを実施している。

また、平成20年4月1日より将来の肝硬変、肝がんの予防を図ることを目的に、インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療にかかる医療費助成が始まり、平成26年12月よりインターフェロンフリー治療にかかる医療費助成が追加された。

表5 年度別B型・C型肝炎ウイルス検査実施件数

（単位：件）

年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
B型	23	33	32	38	4
C型	22	27	29	36	4

表6 肝炎検査費用助成申請数

（単位：件）

年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
初回精密検査	3	3	2	1
定期検査	3	3	4	4

表7 年度別肝炎治療受給者証交付申請数

（単位：件）

年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
申請数	175	195	197	197	100

*コロナ禍のため、更新については自動更新となったので件数は少ない。

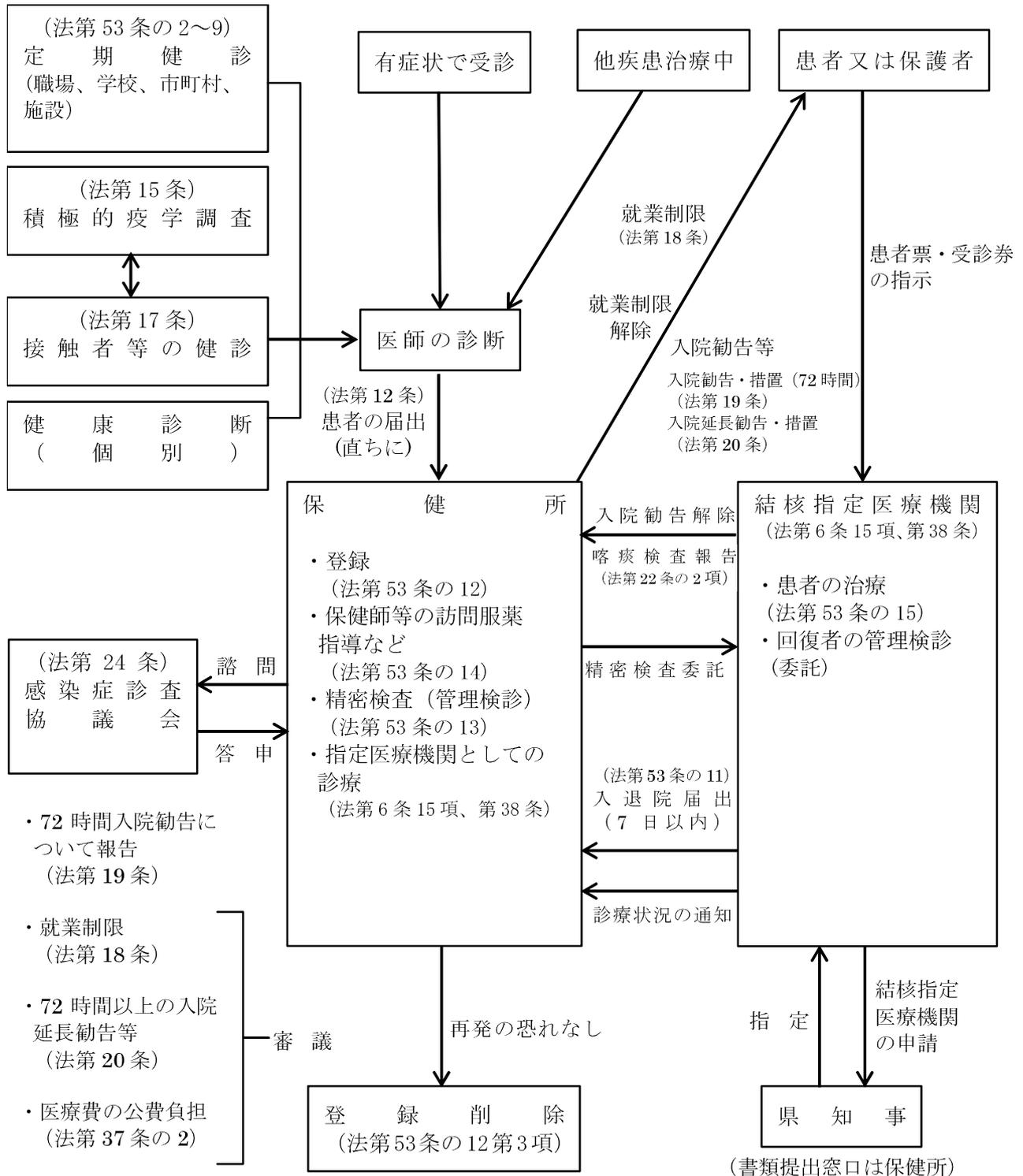
2 結核対策事業

(1) 結核対策における保健所の役割

結核対策は、感染症法に基づいて行われている。保健所は、登録開始から削除に至る全期間で、患者・回復者・家族に対し、保健所で把握した諸情報や訪問で把握した情報、主治医からの情報を基に医療の円滑な実施、社会復帰、周囲への感染防止のための支援を行っている。

(2) 体系図

結核患者の届出から登録削除まで



(3) 結核登録患者状況

ア 新登録患者数及び罹患率の年次推移

年	中部保健所		沖縄県		全国	
	新登録者 (人)	罹患率	新登録者 (人)	罹患率	新登録者 (人)	罹患率
平成28年	62	12.0	201	14.0	17,625	13.9
平成29年	67	13.3	226	15.7	16,789	13.3
平成30年	61	12.1	191	13.2	15,590	12.3
令和元年	38	7.5	176	12.1	14,460	11.5
令和2年	65	12.7	186	12.7	12,739	10.1

資) 結核サーベイランス
(罹患率：人口10万対)

中部保健所管内及び県内の新登録患者数・罹患率は減少傾向にあり、平成29年から2年連続で減少していたが、令和2年には再度増加し、罹患率は10を上回った。

一方、全国の新登録者数・罹患率は、毎年減少している。

イ 学会分類別新登録患者年次推移

区分	活動性結核								※潜在性結核感染症 (別掲)
	総数	肺結核活動性						肺外結核 活動性	
		総数	喀痰塗抹陽性		その他結 核菌陽性	菌陰性・ その他			
			総数	初回治療			再治療		
中部	62	38	27	26	1	8	3	24	54
県	201	128	73	69	4	36	19	73	163
中部	67	45	16	14	2	22	7	22	50
県	226	155	67	61	6	62	26	71	125
中部	61	37	22	21	1	12	3	24	42
県	191	127	57	53	4	54	16	64	157
中部	38	27	13	13	0	9	5	11	52
県	176	124	50	47	3	48	26	52	135
中部	65	49	24	24	0	16	9	16	55
県	186	129	62	61	1	51	16	57	137

資) 結核サーベイランス

肺結核活動性は49人で、活動性結核患者の75.4%を占めており、肺結核喀痰塗抹陽性（感染性あり）は24人で36.9%、肺外結核活動性は16人で24.6%だった。潜在性結核感染症の登録者は平成30年に最も少なかったが、令和2年は前年とほとんど横ばいだった。

※潜在性結核感染症：従来「化学予防」「マル初」「予防的治療」などさまざまに呼ばれてきた発病予防の治療をすべて「潜在性結核感染症治療」と呼ぶ。

(2007年4月改正感染症法施行後)

ウ 年齢階級別新登録患者数

年齢区分	平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		
	県	中部	県	中部	県	中部	県	中部	県	中部	
	203	62	226	67	191	61	176	38	186	65	
年令別階級別	0～4	0	0	1	0	1	0	0	0	1	1
	5～9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10～14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	15～19	2	0	3	0	1	0	0	0	3	2
	20～29	19	3	16	3	17	5	12	1	13	1
	30～39	9	4	19	9	11	3	7	2	3	0
	40～49	9	0	11	5	10	4	5	2	11	5
	50～59	13	5	21	7	15	4	13	2	7	4
	60～69	27	10	29	4	20	9	19	3	22	10
70才以上	124	40	126	39	116	36	120	28	116	42	

資)結核サーベイランス

70歳以上の高齢者は、中部保健所管内では42人で全体の64.6%を占めており、沖縄県では116人で全体の62.4%を占めている。

市町村	平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年	
	新登録数	罹患率	新登録数	罹患率	新登録数	罹患率	新登録数	罹患率	新登録数	罹患率
宜野湾市	8	8.3	9	9.3	13	13.4	9	9.2	11	11.1
沖縄市	16	11.4	15	10.7	10	7.1	12	8.5	20	14.1
うるま市	18	15.1	22	18.4	24	19.9	7	5.8	17	13.9
恩納村	6	56.0	0	0.0	3	27.7	1	9.1	5	46.6
宜野座村	0	0.0	1	17.7	3	52.2	0	0.0	1	17.1
金武町	0	0.0	2	17.8	2	17.6	2	17.7	1	8.9
読谷村	6	15.1	2	5.0	2	5.1	2	5.0	4	10.1
嘉手納町	2	14.6	3	22.0	1	7.4	0	0.0	1	7.5
北谷町	2	7.0	6	21.0	2	7.0	2	7.1	4	14.2
北中城村	1	6.2	3	18.4	0	0.0	2	12.0	0	0.0
中城村	3	15.0	4	19.5	1	4.8	1	4.6	1	4.6
管内総数	62	12.3	67	13.3	61	12.1	38	7.5	65	12.7
沖縄県	203	14.1	226	15.7	191	13.2	176	12.1	186	12.7

資)結核サーベイランス
(罹患率:人口10万対)

エ 市町村別新登録患者年次推移

令和2年において、中部保健所管内の罹患率12.7を超えていた市町村は、沖縄市、うるま市、恩納村、宜野座村、北谷町であった。

(4) 患者管理

ア 国の結核対策

現在我が国の結核罹患状況は、かつての青少年層の結核罹患・初感染発病を中心とした罹患から一変し、基礎疾患を有する既感染の高齢者の罹患が中心となっている。また、高齢者のみならず、高発病、遅発見、治療中断、伝播高危険群等の特定地域や住民層の存在が疫学的に明らかになっている。これらへ対応するため、結核予防の適正化と治療の強化、きめ細かな個別的対応、人権への配慮、地域格差への対応のため都道府県による結核予防計画の策定等、結核対策を総合的かつ計画的に推進していく。

イ 中部保健所地域DOTS事業

平成17年4月の結核予防法改正（平成18年感染症法に統合）により、結核患者の確実な服薬のための指導や指示は、保健所長や医師の責務として定められDOTS（※注）の推進が求められている。

（※注）DOTSとは支援者が服薬を見守り確認し治療を支援する方法

（ア）中部保健所では平成15年度から、結核特別対策事業として服薬中断が予測されるハイリスク者を対象に地域DOTS事業を開始した。平成22年からは潜在性結核感染症を含む全結核患者に対象を拡大している。

平成16年11月からは毎月1回所内DOTS・コホート検討会を開催し、患者の服薬状況・菌検査情報・治療状況の報告・服薬支援評価を行い、服薬中断の予防に努め、患者の治療完遂を目指している。

（イ）中部保健所では、平成26年1月から結核患者の地域における服薬支援の実施方法のひとつとして、結核指定医療機関に指定されている薬局の協力のもと、「薬局を活用した服薬支援事業（薬局DOTS）」を実施している。

（ウ）中部保健所管内の関係機関との連携を図り地域DOTS支援体制を強化することを目的に、令和元（平成31）年度は中頭病院との連絡会議を1回開催した。

（エ）全結核患者の治療完遂のため地域服薬支援体制整備を図り、地域DOTSの支援者である関係機関との連携を図ることを目的に県地域保健課が開催するコホート検討会に参加しているが、令和元（平成31）年度は新型コロナウイルスに関連する業務対応のため開催中止となった。

医療機関：沖縄病院、琉球大学医学部附属病院（各機関年1回）

ウ 結核登録患者への支援状況

患者の届出を受け、1週間以内の患者・家族面接を実施している。令和元（平成31）年度の患者面接・訪問指導実人員は125人、延人員413人である。そのうちDOTS指導は実人員98人、延人員359人である。来所相談では、要医療者の公費申請が多く、来所時に結核治療への意識づけ、DOTS（服薬確認）への協力依頼を行っている。

平成31年4月～令和2年3月

訪問指導				来所相談					電話相談		薬局DOTS	
実人員	延人員	再掲		延人員	再掲			延人員	再掲 DOTS 延人員	実人員	延人員	
		DOTS 実人員	DOTS 延人員		要医療者	管理検診	その他					
125	413	98	359	99	22	再掲 (DOTS延人員) 150	28	5	212	83	20	85

資) 地域保健・健康増進事業報告

エ 感染症診査協議会

感染症法第24条に基づき設置され、同法第18条第1項の規定による就業制限、第19条、第20条の規定による入院勧告並びに入院の延長、第37条の2による医療費の申請に関する必要な事項を審議し、意見を述べる。

委員は医師だけでなく、人権尊重の確保の観点から、法律に関する学識経験者及び医療・法律以外の学識経験者も参加し協議される。

(ア) 感染症診査協議会開催状況

令和2年度開催回数：23回（原則として毎月第2、第4木曜日開催）

(イ) 公費負担申請諮問件数

令和2年4月～令和3年3月

公費負担申請諮問件数	承認		保留		不承認	
	37条※	37条の2	37条	37条の2	37条	37条の2
233	58	162	0	7	0	6

※37条・・・入院勧告患者の医療費の公費負担

37条の2・・・外来治療患者等に対する医療費の公費負担

(ウ) 感染症診査協議会委員

令和2年4月～令和3年3月

区分	氏名	所属・職名
委員長	玉城 和則	日本健康倶楽部嘱託医師
委員	比嘉 太	独立行政法人国立病院機構沖縄病院呼吸器科内科医長
委員	高山 義浩	県立中部病院内科医長
委員	福里 夏海	中頭病院呼吸器内科医師
委員	渡久地 耐子	現所属なし
委員	諸見里 裕子	諸見里司法書士事務所 司法書士

(5) ハイリスク者対策

ア 接触者健康診断の実施（法第17条）

結核患者の周囲の感染者及び発病者の早期発見と感染源調査を目的に接触者健診を実施している。接触者に対して、健診と発病予防・有症状時の早期受診等の健康教育を実施し、経過観察を行っている。

(ア) 接触者健康診断検討会の実施状況

2019年接触者健康診断検討会の開催は26回であった。

検討会結果は、接触者健診対象163名、接触者健診対象外125名となっている。

2019年

回数	検討患者 件数 (実)	検討 延件数	健診対象者			健診対象外	
			同居家族	別居家族	その他 (職場等)	家族	その他
26	31	74	42	42	79	8	117
計			163			125	

(イ) 管内の接触者健康診断受診状況

2019年接触者健診対象者は218名で211名（96.8%）受診している。結核の発病者はなく、7名が潜在性結核感染症であった。

※職場健診結果等の確認を行った者については、対象者数に含んでいない。

2019年

		対象者	受診者	受診率	結核患者	潜在性結核感染症
家族、その他		95	90	94.7%	0	4
集団	一般病院・精神病院	63	63	100.0%	0	1
	老人・福祉施設等	11	11	100.0%	0	0
	職場・学校等	47	46	97.9%	0	1
	その他	2	1	50.0%	0	1
計		218	211	96.8%	0	7

イ ハイリスク児対策

平成17年4月結核予防法改正によりBCG直接接種の方法が導入されたことに伴い、コッホ現象疑いとして保健所紹介された児に対し経過観察及び周囲の感染源調査を実施している。また、反応が見られた児の相談も行っている。

	保健所紹介数	結果		
		終了 (BCGの通常の経過)	経過観察	コッホ診断にて 予防的治療
平成29年度	5	3	2	0
平成30年度	3	0	3	0
令和元年度 (平成31年度)	2	0	1	1

(6) 生化学検査・結核菌検査（塗抹検査、培養検査）（平成31年4月～令和2年3月）

血液検査			喀痰検査			
QFT	血球計算	生化学	塗抹	培養	同定	薬剤感受性
164	0	0	0	0	0	0

(7) レントゲン撮影の状況（令和2年4月～令和3年3月）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
要医療実人員													
管理検診実人員	2	2	2	3		6	1	2	5	2		7	32
接触者健診実人員	2	10	19	8	4	4	5	4	9	5	8	10	88
その他							1						1
撮影延件数	4	12	21	11	4	10	7	6	14	7	8	17	121

資) X線照射記録

(8) 啓発活動（結核予防に関する知識の普及啓発）

ア 結核予防週間（9月24日～30日）

結核予防週間を契機として、結核に関する正しい知識を国民に深めていただくとともに、官民一体となった結核対策への取り組みの意識を高めることを趣旨とする。

(ア) 広報資料等の配布

管内市町村、服薬支援事業委託薬局（9箇所）を通して、結核予防週間の周知、取り組みを掲載し、住民及び関係者へ結核予防の周知を図った。

(イ) 街頭啓発活動

管内の大型店舗において「結核予防週間」期間中、結核に関するリーフレット設置し啓発活動を行った。

(ウ) パネル展示

管内の大型店舗において、9月28日～10月2日の予防週間期間中に結核に関する基礎知識、管内市町村別結核罹患率等、結核の現状のパネル展示を実施した。

(9) その他

ア 結核サーベイランス事業

（昭和61年健医発第704号厚生省保健医療局通知による）

結核に関する情報を全国規模で迅速に収集、解析、還元するコンピューター・オンラインシステムを樹立し、有効かつ的確な予防対策の確立に資することを目的とする。

イ 結核指定医療機関

指定医療機関は、感染症法による公費負担患者の医療を担当させるため、感染症法第38条に基づき厚生労働大臣又は都道府県知事が、開設者の指定申請を得て指定するものであり、所在地を管轄する保健所が申請窓口となっている。

結核指定医療機関数

病院・診療所	薬局	訪問看護事業所
87(1)	173(4)	2

() は令和2年度新規指定数

ウ 管理検診委託状況

感染症法第53条の13に基づき、結核治療終了後2年間は再発の有無を確認するため、6ヶ月に1回以上、レントゲン撮影等の精密検査(管理検診)を行う。

管理検診は、受診者の便宜を図り、検診を効率的に実施するため保健所のほか、委託を受けた指定医療機関においても実施される。

エ 結核定期健康診断の実施状況報告（法第53条の2、53条の7）

市町村長、事業所、学校長及び施設の長は、結核の定期健康診断を実施し、保健所長を経由して知事に報告することとなっている。（別表：統計ページ参照）

3 その他の疾病対策

(1) 熱中症発生報告

ア 実施根拠

「沖縄県熱中症対策事務処理要領」に基づき、県民並びに旅行者の健康管理に資することを目的に行っている。

イ 業務内容

6月から9月にかけて管内5カ所の定点医療機関（県立中部病院、中部徳洲会病院、宜野湾記念病院、ハートライフ病院、中頭病院）から、週毎に熱中症と診断された患者報告の情報を得て、沖縄県保健医療部地域保健課へ報告している。令和元年度の管内定点医療機関からの熱中症発生報告数は表1のとおり。

管内定点医療機関からの報告は、定点医療機関を受診し報告を受けた人数であり、中部保健所管轄外の居住者も含む。

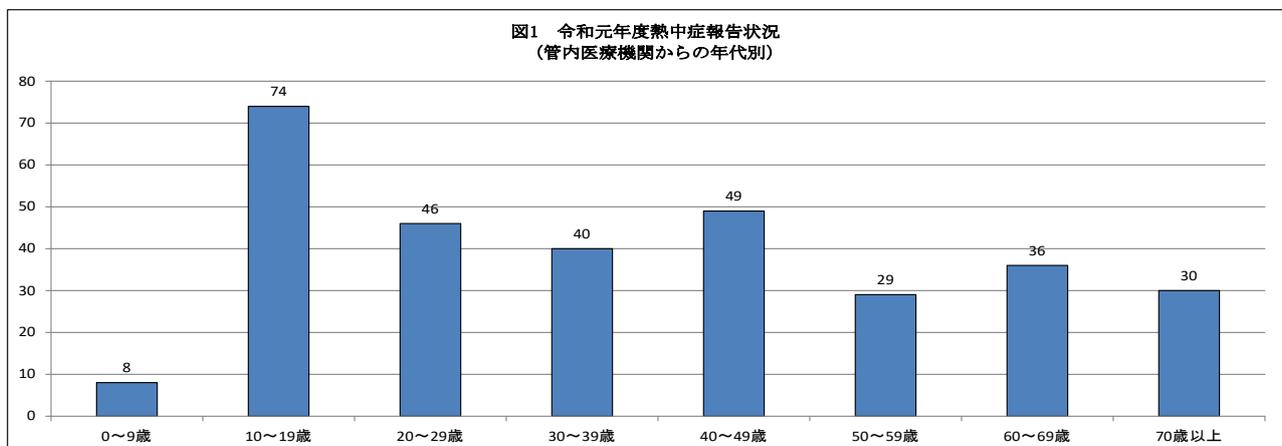
表1 中部管内熱中症発生状況

居住地	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	第6週	第7週	第8週	第9週	第10週	第11週	第12週	第13週	第14週	第15週	第16週	第17週	第18週	期間計
	6/1～ 6/1	6/2～ 6/8	6/9～6 /15	6/16～ 6/22	6/23～ 6/29	6/30～ 7/6	7/7～ 7/13	7/14 ～7/20	7/21～ 7/27	7/28～ 8/3	8/4～ 8/10	8/11～ 8/17	8/18～ 8/24	8/25～ 8/31	9/1～ 9/7	9/8～ 9/14	9/15～ 9/21	9/22～ 9/230	
県内	3	12	9	3	11	21	14	18	35	27	7	53	14	15	8	37	1	9	297
県外					2	2		2		3	5					2		1	17
計	3	12	9	3	13	23	14	20	35	30	12	53	14	15	8	39	1	10	314

～地域保健課データより～

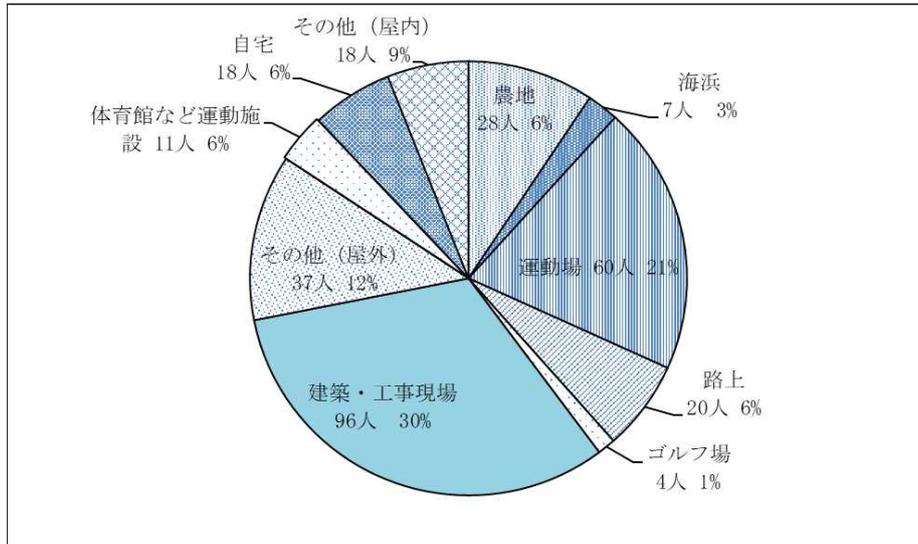
令和元年度の県全体の熱中症発報告件数は719件（平成30年度772件、平成29年度1,148件）、そのうちの中中部管内医療機関からの報告数は314件（平成30年度324件、平成29年度462件）と県全体、中部管内とも減少した。例年の傾向として梅雨明け頃に発生数はピークを迎えるが、今年度は第12週目（8/11～8/17）がピークとなった。

図1 令和元年度 年代別熱中症報告状況



代別では、10代（10～19歳）が74人と最も多く、次に40代（40～49歳）が49人の順になっている。

図2 令和元年度発生場所別熱中症発生状況



熱中症発生場所は、314 件中 252 件が屋外で発生しており、建設・工事現場（96 件）が最も多く、次に運動場（60 件）の順になっている。

(2) 骨髄提供希望者登録推進事業（骨髄バンクドナー登録受付）

ア 根拠法令及び目的

(ア) 平成6年9月29日付厚生省発健医第1096号厚生省保健医療局長通知
「骨髄提供希望者登録推進事業実施要綱」

(イ) 「沖縄県骨髄提供希望者登録推進事業取扱要領」 平成7年7月1日施行

目的：骨髄提供希望者が登録しやすい環境を整備するため、県の保健所で登録受付業務を実施し、骨髄提供者の確保を図る。

イ 骨髄バンク登録事業状況

骨髄提供希望者に対し骨髄移植及び骨髄バンク事業について説明し、本人の登録の意思を確認後、一次用の採血を行い、検体を沖縄県赤十字血液センターに搬送している。

登録受付窓口：毎月第3水曜日 9:30～11:30（予約制）

登録受付件数：下の表のとおり（年度別）

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
1	0	2	1	2	7	3	2

(3) 石綿健康被害救済法に基づく救済給付の申請・請求手続について

ア 根拠法令及び目的

(ア) 法令：「石綿による健康被害の救済に関する法律」平成18年3月27日施行

(イ) 目的：石綿による健康被害を受けた方及びそのご遺族の方で、労働災害補償保険制度等で保障されない方に対して救済給付の支給を行う。

対象となる指定疾病は「中皮腫」「石綿による肺がん」「著しい呼吸障害を伴う石綿肺」「著しい呼吸障害を伴うびまん性胸膜肥厚」

(ウ) 保健所で行う業務

平成18年4月10日に沖縄県（文化環境部環境政策課）と独立行政法人環境

再生保全機構で「石綿健康被害救済給付業務委託契約」により締結。

- a 申請書及び各種届出書等の受付及び受付書類の送付（独立行政法人環境再生保全機構で判定及び給付を行う）
- b 制度の説明及び相談等

イ 申請件数等（年度別）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
相談件数	10	3	2	2	17	1	1	7	5	6	5	8
認定申請件数	1	1	0	0	0	0	2	1	0	0	1	1
特別遺族弔慰金等請求件数	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0

1 母子支援

(1) 母子保健 (地域保健班)

○健やか親子おきなわ21(第2次)における中部保健所母子保健事業

沖縄県の母子保健計画「健やか親子おきなわ2010」は平成13年度に策定され、平成26年度に最終評価を迎えた。新たな課題をふまえ、平成27年度からの10年間を計画期間とした「健やか親子おきなわ21(第2次)」が策定された。また、令和元年度は中間年度であることから、これまでの5年間の取組状況を踏まえて、目標の達成状況や取り組みに関する中間評価を実施した。

10年後に目指す姿

沖縄県のすべての親と子が健やかでたくましく成長する

主要課題	主要目標	具体的目標	中部保健所母子保健事業	
<基盤課題1> 切れ目のない妊産婦への保健対策と地域づくり	妊産婦支援体制の充実、すべての赤ちゃんが元気に生まれ育つ	低出生体重児が減少する	中部保健所母子保健事業 <関係機関との連携> ・ハイリスク妊産婦連携会議 ・管内市町村母子保健主管 課長及び担当者会議 ・母子保健担当者研修会 <医療費助成及び相談> ・小児慢性特定疾病医療費助成申請・相談 ・特定不妊治療費助成金申請相談 ・妊娠高血圧症候群等療養援護費 ・先天性代謝異常検査における要精密検対象者への受診状況確認	
		妊産婦が安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくり		
<基盤課題2> 子どもへの保健対策と地域づくり	すべての子どもが望ましい生活習慣を獲得し、主体的に健康づくりに取り組むことができる	子どもが望ましい生活習慣を身につける		
		子どもの事故を防止する		
		適切な受診行動がとれる		
<基盤課題3> 思春期からの保健対策と地域づくり	思春期から主体的に取り組む健康づくりの推進と次世代の健康を育む保健対策の充実	10代の人工妊娠中絶率及び10代の性感染症率の減少		
		深夜徘徊、飲酒、喫煙をする10代の減少		
		子どもの心の問題について、相談できる体制が充実する		
<重視すべき課題> のびのびと心豊かに子育てができる地域づくり	①親や子どもの多様性を尊重し、それを支える地域の実現 ②児童虐待のない地域の実現	子育てに喜びを感じる親が増える		<小児慢性特定疾病児童等自立支援事業> ・家庭訪問、電話、来所等による個別相談・支援 ・小児慢性特定疾病児童等の学習会及び交流会
		育てにくさを感じる親を早期に支援する体制の充実		
		虐待される子どもが減る		

ア 医療費助成及び相談

(ア) 小児慢性特定疾病医療費助成制度

根拠：児童福祉法第19条の3 第3項

目的：小児慢性特定疾病児の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、小児慢性特定疾病児等家庭の医療費の負担軽減を図る。

表1 小児慢性特定疾病 疾患群別受給状況

年度	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血友病等血液疾患	免疫疾患群	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	先天異常症候群	皮膚疾患	骨系統疾患	脈管系疾患	合計
平成28年度	68	85	111	222	365	17	33	31	13	11	71	27	10	3			1,067
平成29年度	76	73	97	215	340	25	28	31	12	10	82	31	17	3			1,040
平成30年度	75	76	98	208	325	31	29	34	11	8	93	37	16	2	7	3	1,053
令和元年度	83	73	101	222	306	32	33	34	11	9	98	34	19	2	10	4	1,071
令和2年度	88	85	106	240	354	35	37	37	12	10	113	43	18	3	10	4	1,195

*平成27年1月から免疫疾患群・先天異常症候群・皮膚疾患が追加になっている。

*平成30年4月から骨系統疾患群・脈管系疾患群が追加になっている。

表2 小児慢性特定疾病 市町村別疾患別受給者状況

令和2年度

年度	疾患分類	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血友病等血液疾患	免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	先天異常症候群	皮膚疾患	骨系統疾患	脈管系疾患	合計
		新規	21	19	27	49	104	7	12	5	1	2	25	12	7	1	4	1
更新	67	66	79	191	250	28	25	32	11	8	88	31	11	2	6	3	898	
重症（再掲）	20	18	72	51	60	8	7	12	4	3	58	8	10	1	3	1	336	
呼吸器（再掲）	0	1	28	4	3	0	0	4	0	0	9	0	4	0	1	0	54	
総計	88	85	106	240	354	35	37	37	12	10	113	43	18	3	10	4	1195	
受給者の市町村別内訳	宜野湾市	15	17	25	40	100	6	9	9	4	1	27	8	1	1	3	0	266
	沖縄市	21	23	34	60	83	11	12	9	4	3	30	12	4	1	3	1	311
	うるま市	24	18	20	67	62	8	6	9	1	5	24	12	9	1	2	1	269
	恩納村	0	1	2	7	9	0	1	0	0	0	4	0	0	0	0	1	25
	宜野座村	1	0	0	1	3	0	0	1	0	1	3	0	0	0	0	0	10
	金武町	0	4	5	9	7	1	2	1	0	0	3	1	0	0	0	0	33
	読谷村	11	3	7	21	36	3	2	0	0	0	5	3	0	0	1	0	92
	嘉手納町	2	3	2	3	8	1	1	0	2	0	4	1	1	0	0	1	29
	北谷町	5	5	3	16	12	2	2	5	1	0	2	2	1	0	1	0	57
	北中城村	2	6	3	9	11	2	0	1	0	0	4	1	0	0	0	0	39
	中城村	7	5	5	7	23	1	2	2	0	0	7	3	2	0	0	0	64

表3 小児慢性特定疾病 人工呼吸器装着者 疾病別市町村別受給者状況 令和2年度

市町村	疾患群	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血友病等血液疾患	免疫疾患群	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	先天異常症候群	皮膚疾患	骨系統疾患	脈管系疾患	合計
宜野湾市		0	0	9	1	0	0	0	3	0	0	2	0	0	0	0	0	15
沖縄市		0	1	13	2	2	0	0	1	0	0	5	0	2	0	1	0	27
うるま市		0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4
恩納村		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宜野座村		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金武町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
読谷村		0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
嘉手納町		0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
北谷町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
北中城村		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中城村		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	3

(イ) 特定不妊治療費助成事業

根拠：沖縄県特定不妊治療費助成事業実施要綱

目的：不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については、1回の治療費が高額であり、また医療保険の適用外であることから、その治療に要する費用の一部を助成し、もって経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療を行う夫婦に対して、予算の範囲内において助成金を交付する。

<制度の経緯>

平成19年度から1年度あたり2回まで助成申請、平成21年度からは1回の治療につき助成額が10万円から15万円までに引き上げられている。平成23年度からは、治療1年度目は年3回、2年度目以降は年2回まで、通算5年間まで（但し回数が10回を越えない）。

平成28年度から治療開始時の妻の年齢によって助成回数が異なり、40歳未満の方は通算6回まで、40～42歳の方は通算3回まで、43歳以上の方は対象外となった。

助成額は1回の治療につき上限15万円。初めて制度を利用される場合のみ上限30万円。男性不妊治療については上限15万円までの助成となっている。

令和3年1月1日（令和2年度）以降に終了した治療から、助成措置が大幅に拡充された。所得制限の撤廃、助成額については1回の治療につき上限30万円。ただし、凍結胚移植及び治療を中止した場合は1回の上限が10万円。助成回数は1子ごと6回まで（40歳以上43歳未満は3回）。出産した場合と妊娠12週以降に死産に至った場合はこれまでに受けた助成回数をリセットすることができる。

表4 市町村別特定不妊治療費助成申請件数

	宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	合計
平成28年度	143	179	120	11	5	8	53	9	38	30	38	637
平成29年度	143	194	122	11	6	19	53	16	38	31	36	669
平成30年度	151	170	114	6	4	10	44	5	40	21	43	608
令和元年度	132	183	133	7	8	7	47	15	31	22	48	633
令和2年度	146	213	124	12	3	13	49	6	44	14	37	661

(ウ) 妊娠高血圧症候群療養援護費

根拠：沖縄県妊娠高血圧症候群等療養援護費支給要綱

目的：早期に適正な療養を受けることにより妊産婦死亡、後障害を防ぎ併せて未熟児及び心身障害の発生防止をする。

対象：対象疾患は、妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血及び心疾患（認定基準あり）であって、入院期間7日以上、世帯の前年所得課税額が15,000円以下の妊産婦が対象である。

内容：妊娠高血圧症候群等に罹患している妊産婦が必要な医療を受けるために7日以上入院した場合、その療養に要する費用の一部を支給する。

表5 妊娠高血圧症候群療養援護費 申請件数

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数	1	0	0	0	0

イ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

根拠：児童福祉法19条22

沖縄県小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱

目的：慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の事業を行うことを目的とする。

(ア) 訪問指導

目的：長期にわたり療養を必要とする児童等とその家族に対し、適切な療養の確保、必要な情報提供を行い、療育上での悩みや不安等の軽減を図る。

表6 家庭訪問状況

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実数	58	44	64	57	64
延数	159	135	114	93	100

(イ) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業地域関係者向け研修会

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

日時	令和2年10月15日（木）13時30分～15時30分
対象	悪性新生物、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、先天性代謝異常、神経・筋疾患、染色体または遺伝子、小児慢性特定疾病重症患者認定基準該当、人工呼吸器装着該当 の児を持つ保護者
参加者	—
内容	1. 講話「医療的ケア児のきょうだい児と保護者の関わり方」 講師：南部医療センター・こども医療センター CLS 佐久川 夏実 2. 保護者交流会

ウ 関係機関との連携

(ア) 管内市町村母子保健担当者会議

根拠：母子保健法第8条

地域保健法第6条第1号・第8号、第8条

目的：管内市町村および保健所が、各市町村における母子保健活動や事業について情報交換を行い、母子保健事業の円滑な推進を図る。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

日時	令和2年9月14日（月） 14:00～16:00
対象	管内市町村母子保健主管課長および母子保健担当者
参加者	—
内容	【紙面にて情報提供】 1. 健やか親子おきなわ21（中間報告）について 2. 乳幼児健診未受診者等に対する取組について 3. 母子保健と児童福祉の役割分担等について 等

(イ) 市町村との母子保健等情報交換会

根拠：母子保健法第8条

地域保健法第6条第1号・第8号、第8条

目的：各市町村および保健所が、母子保健活動や事業について情報交換を行い、母子保健事業の円滑な推進を図る。

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため縮小し開催

日時	令和3年3月11日（木）午前9時半～10時半
対象	うるま市（母子担当保健師）
内容	1. 保健所支援事例について 2. その他、情報交換したいこと

(ウ) ハイリスク妊産婦連携会議

根拠：母子保健法第8条

地域保健法第6条第1号、第8号

目的：地域で生活する母子が、安心して妊娠・出産及び子育てできるように、産科医療機関と管内市町村が互いにハイリスク妊産婦についての情報を共有し、支援の必要な妊産婦にタイムリーかつ一貫した支援を行う。また、母子保健の課題について情報を共有することで管内の母子保健の向上を図る。

日時	新型コロナウイルス感染症のため実施なし。
対象	なし
参加者	なし
内容	実施なし

エ 先天性代謝異常検査

目的：先天性代謝異常の早期発見、早期治療により、精神運動発達遅滞等の心身障害の発生を防止する

表7 先天性代謝異常検査における受診状況確認依頼及び情報提供件数

年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
陽性・偽陽性者数		6	2	3	1	0
要治療		2	1	1	1	0
疾患	先天性甲状腺機能低下症	2	1	1	1	0

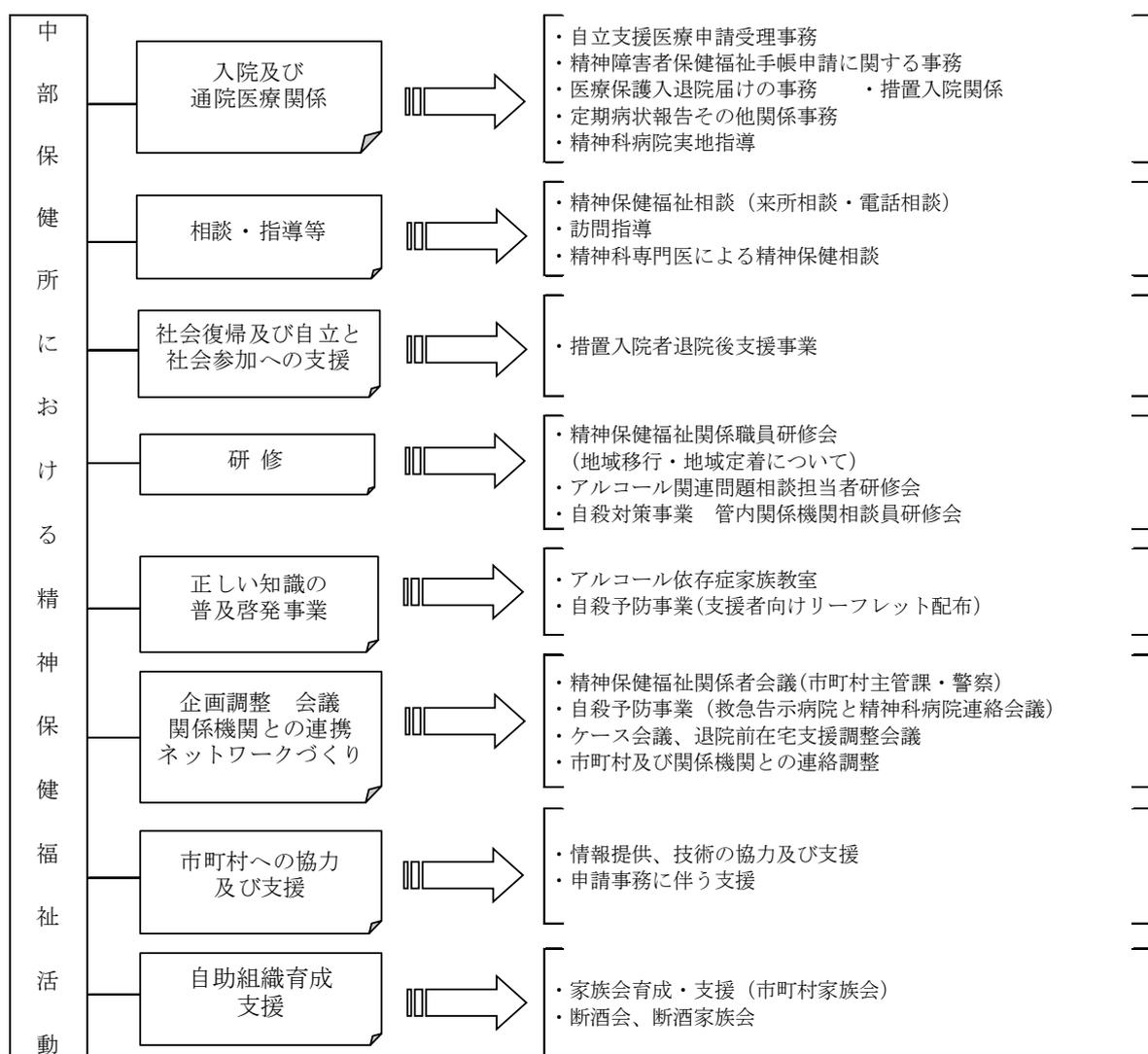
2 障害者支援

(1) 精神保健福祉（精神保健班）

平成5年「障害者基本法」の制定により精神障害者も福祉施策の対象となり、平成7年「精神保健法」から「精神保健福祉法」へ改正され、障害者の自立と社会参加の促進が目的に明示された。平成11年の同法改正に伴い、精神障害者の保健福祉の充実が掲げられ、市町村を実施主体とする在宅福祉サービスが位置づけられた。

精神保健医療福祉施策は平成16年「精神保健医療福祉の改革のビジョン」において「入院医療中心から地域生活中心への転換」という基本的な理念により推進されている。平成18年障害者自立支援法の施行により、通院医療公費負担制度は「精神保健福祉法」から「障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）」に移行となり、自立支援給付・地域生活支援事業が実施され、障害の種別（身体、知的、精神）にかかわらず身近な市町村を中心にサービスが提供されることになった。平成25年精神保健福祉法改正に伴い、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続き等の見直し等がされた（平成26年4月施行）。

また、平成18年自殺対策基本法の制定、平成19年「自殺総合対策大綱」により、自殺対策を社会全体で総合的に取り組むことになった。保健所では下記の事業を行っている。



ア 入院及び通院医療に関すること

(ア) 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定状況

根拠：障害者総合支援法第52条

目的：精神疾患のため通院治療に必要な医療費について、各種健康保険と障害者総合支援法により90%を助成する制度。原則1割が自己負担（所得に応じて負担軽減あり）となるが、沖縄県では復帰特別措置法の適用により全額公費負担となる。精神保健福祉法第32条に定められていた精神通院医療の公費は、平成18年4月1日から自立支援医療費に移行した。指定医療機関制度の導入により、病院、診療所、薬局、訪問看護事業所も指定され、支給決定の有効期間も2年から1年になった。

表1 市町村別・疾病別自立支援医療費（精神通院医療）支給認定状況 令和2年度

市町村	統合失調症	気分（感情）障害	てんかん	中毒性精神障害		知的障害	心因反応	非定型精神病	接枝分裂病	（脳器質性精神障害を除く）	認知症	神経症	人格障害	その他	不明	合計
				アルコール	その他											
宜野湾市	659	1,274	279	112	10	8	1	2	0	55	197	188	9	0	0	2,794
沖縄市	1,490	1,932	467	183	9	42	0	4	0	157	470	370	13	0	0	5,137
うるま市	1,449	1,261	432	160	9	32	0	0	0	85	317	309	8	5	0	4,067
恩納村	104	77	22	15	0	3	0	1	0	3	22	13	0	0	0	260
宜野座村	40	42	17	4	0	2	0	0	0	3	9	11	0	0	0	128
金武町	123	90	39	34	2	10	0	0	0	8	33	27	1	0	1	368
読谷村	390	404	119	46	2	11	0	4	0	27	67	58	3	1	0	1,132
嘉手納町	113	137	42	30	1	2	0	0	0	9	23	22	1	0	0	380
北谷町	215	319	55	24	3	6	0	0	0	11	57	65	0	0	0	755
北中城村	135	170	57	8	1	1	1	0	0	13	36	25	1	1	0	449
中城村	149	192	54	16	0	2	0	0	0	27	46	33	4	0	5	528
合計	4,867	5,898	1,583	632	37	119	2	11	0	398	1,277	1,121	40	7	6	15,998

* 令和2年4月1日～令和3年3月31日の間に有効期間があった方の数字である。

* 中毒性精神障害のアルコールはアルコール依存症とアルコール精神障害を含む。

(イ) 精神障害者保健福祉手帳交付状況

根拠：精神保健福祉法第45条

目的：精神障害者に対する各種の支援策を促進し、精神障害者の自立と社会復帰や社会参加の促進を図るために平成7年10月に創設された。

本人の申請で交付され、有効期間は2カ年でその都度更新が必要である。

平成14年4月から、居住地の市町村精神保健福祉担当が申請窓口となっている。平成18年10月1日から、精神保健福祉手帳の様式が変更になり、写真貼付欄が設けられている。

表2 市町村別精神障害者保健福祉手帳交付状況

区分	宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	合計
1級	178	359	269	13	8	21	82	30	38	30	35	1,063
2級	414	759	569	26	18	67	132	54	93	56	64	2,252
3級	150	287	123	10	4	12	57	12	43	18	17	733
合計	742	1,405	961	49	30	100	271	96	174	104	116	4,048

* 令和2年4月1日～令和3年3月31日の間に有効期間があった方の数字である。

(ウ) 医療保護入院届出状況（精神保健福祉法第33条入院）

医療保護入院とは、自傷他害の恐れはないが精神保健指定医による診察の結果、入院が必要と判断された患者で精神症状により本人の同意が得られないため、保護者の同意に基づいて行われる入院である。医療保護入院を行った場合、精神科病院の管理者は、10日以内に同意書を添えて最寄りの保健所長を経由して県知事に届け出なければならない。

表3 医療保護入院者数

	症状性を含む器質性精神障害 (F0)				精神作用物質使用による精神及び行動の障害 (F1)				統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害 (F2)	気分(感情)障害 (F3)	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害 (F4)	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群 (F5)	成人のパーソナリティ及び行動の障害 (F6)	精神遅滞〔知的障害〕 (F7)	心理的発達障害 (F8)	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定の不能の精神障害 (F9)	てんかん	その他	合計
	計	アルツハイマー型認知症 (F00)	血管性認知症 (F01)	左記以外の症状性を含む器質性精神障害 (F02(09))	計	アルコール使用による精神及び行動の障害 (F10)	覚せい剤使用による精神及び行動の障害	除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害											
合計	555	311	73	171	61	56	0	5	607	124	19	3	11	16	21	4	0	0	1,421
宜野湾市	42	21	6	15	5	5	0	0	38	5	1	0	0	0	5	0	0	0	96
沖縄市	152	83	20	49	20	17	0	3	186	32	8	3	0	2	6	1	0	0	410
うるま市	166	100	23	43	18	18	0	0	162	24	4	0	0	5	6	0	0	0	385
恩納村	6	3	0	3	2	2	0	0	15	3	0	0	0	0	0	0	0	0	26
宜野座村	7	4	1	2	0	0	0	0	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	14
金武町	29	13	3	13	2	2	0	0	20	6	0	0	1	0	0	0	0	0	58
読谷村	44	23	8	13	4	4	0	0	38	6	1	0	8	1	0	0	0	0	102
嘉手納町	12	6	0	6	1	0	0	1	7	2	0	0	0	0	0	1	0	0	23
北谷町	24	16	3	5	1	1	0	0	15	20	0	0	0	0	0	0	0	0	60
北中城村	8	6	1	1	0	0	0	0	21	3	0	0	0	0	0	0	0	0	32
中城村	28	16	4	8	0	0	0	0	8	4	1	0	2	1	0	0	0	0	44
その他	37	20	4	13	8	7	0	1	94	17	2	0	0	7	4	2	0	0	171

* 精神保健福祉法第33第7項に基づき、当保健所管内精神科病院管理者から届け出のあった医療保護入院者を計上

(エ) 精神障害者にかかる申請・通報状況

一般人からの保護申請、通報、届け出等を受理し、調査結果により診察が必要と認められた者について、指定した精神保健指定医に診察させ、2人の指定医が入院させなければ自傷他害の恐れがあると診断した場合、県知事の権限による措置入院となる。精神保健福祉法第29条（都道府県知事による入院措置）

表4 精神障害者にかかる申請・通報状況

	申請・通報・届出等件数				診察を受けた者			調査により 診察不要と 認められた者	酌量規制法 による通報
	合計	一般人の 申請 (法第22条)	警察官通報 (法第23条)	精神病院管理 者の届け出 (法第26条の2)	計	要措置 (法第29条)	措置 不要		
平成30年度	45	0	45	0	25	23	2	20	2
令和元年度	34	0	34	0	18	15	2	16	2
令和2年度	39	0	39	0	27	19	8	12	8

(オ) 精神科病院実地指導

根拠：平成10年3月3日 障第113号・健政発第232号・医薬発第176号・社援第491号厚生省大臣官房 障害保健福祉部長・健康政策・医薬安全・社会・援護局長連名通知『精神科病院に対する指導監督等の徹底について』及び精神保健福祉法第38条の6

目的：精神障害者の人権に配慮した適正な精神医療の確保や社会復帰・社会参加の促進を図るため、精神科病院の実地指導（実地審査を含む）を行っている。特に入院患者の処遇については、行動制限、面会、信書、電話、金銭管理等に係る処遇が適切に行われ社会復帰に向けた様々な環境整備を積極的に推進していく必要がある。令和2年度は、令和2年10月～令和2年11月にかけて、当保健所管内の8精神科病院について、以下の指導項目で実施した。

(沖縄県精神科病院実地指導要領抜粋)

- ① 前年度の実地指導に対する改善状況について
- ② 精神科病院内の設備等について
- ③ 医療環境について
- ④ 精神保健指定医について
- ⑤ 指定病院について
- ⑥ 措置入院について
- ⑦ 医療保護入院について
- ⑧ 応急入院について
- ⑨ 任意入院について
- ⑩ 特例措置について
- ⑪ 入院患者の通信面会について
- ⑫ 入院患者の隔離について
- ⑬ 入院患者の身体拘束について
- ⑭ 入院患者の隔離及び身体的拘束等の行動制限に関する一覧性のある台帳の整備について
- ⑮ 入院患者等のその他の処遇について
- ⑯ その他保健所共通指導事項
- ⑰ その他保健所別指導事項

イ 相談指導等

(ア) 精神保健福祉相談（来所・電話）及び訪問指導

根拠：精神保健福祉法第47条

保健師や精神保健福祉相談員が、本人や家族・関係者からの相談（来所・電話）に随時対応している。相談内容は、アルコール問題やうつ病、心の健康づくりに関する事、社会復帰に関する事、その他等である。その他の内容は、医療中断者や未治療者の受診についての相談、就労に関する事、在宅療養者の生活相談等であり必要に応じて訪問指導を実施している。

訪問指導は本人の状況や家庭環境などの実情を把握し、本人、家族が抱える問題の解決に向け支援を行う。原則として本人や家族の同意の下で行うが、危機介入的な場合など所長等が必要と認めた場合も行うことがある。また、複雑困難なケースについては精神科医による相談につなげたり、事例検討により支援内容の検討を行い、チーム体制で取り組んでいる。

表5 精神保健福祉相談（来所・電話）及び訪問指導

年度	形態	実人員	計	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康づくり	その他
平成30年度	電話		2145	82	22	331	33	2	14	6	1655
	来所	179	320	6	2	48	2	5	1	1	255
	訪問	111	575	10	10	37	5	0	0	0	513
令和元年度	電話		3136	58	58	385	8	14	10	175	2428
	来所	148	316	10	4	39	5	6	4	32	216
	訪問	170	528	9	21	69	0	0	0	13	416
令和2年度	電話		3383	48	14	610	26	21	11	149	2494
	来所	115	236	4	0	40	5	16	0	18	162
	訪問	79	403	6	4	96	0	0	1	0	296

(イ) 精神科医による精神保健相談（精神保健福祉法第47条）

精神科医による医学的な判断や指導助言により、本人・家族に対する適正医療を促し、治療中断を防止するとともに、精神障害を持ちながらも安心して生活できるよう支援することを目的として予約制により実施している。

令和2年度は5回開催、8件の相談を行った。相談者は、本人の相談が1件、家族の相談が7件であった。相談内容は、「病気かどうか」や「対応について」等であった。

(ウ) 依存症等専門相談（精神保健福祉法第47条）

心理士による相談を行うことで、本人・家族に対する依存症等の心の問題の解決または、改善・軽減を目指し、安心して生活できるよう支援することを目的として予約制により実施している。

令和2年度は7回開催、7件の相談を行った。相談者は、本人が3件、家族が4件であった。相談内容はアルコール関連が3件、ギャンブルが2件、その他が2件であった。

ウ 社会復帰事業

措置入院者退院後支援事業

根拠：精神保健福祉法第47条

「地方自治体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」
(平成30年4月)

「沖縄県措置入院者退院後支援計画マニュアル」(令和元年7月)

目的：退院後支援を行う必要のある入院中の措置入院者について、退院後に社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な医療等の支援を適切かつ円滑に受ける事を目的に、本人同意を得た上で、必要な医療等の支援内容等を記載した退院後支援に関する計画を作成し、精神障害者が地域で安心して生活できるよう、支援体制を構築する。

エ 研修

(ア) アルコール関連問題支援者研修会

目的：アルコール関連問題の相談を受ける機会がある支援者が、健康障害としてのアルコール依存症の基本的理解や関連して生ずる問題等への相談対応方法を学ぶことで、相談対応のスキルアップを図ることを目的とする。

対象：中部管内市町村担当課、委託相談事業所、地域包括支援センター、生活保護課等アルコール関連問題のある方の相談を受ける機会がある支援者

表6 内容及び参加状況

日時	内容及び講師	参加人数
令和2年 10月9日(金) 13:30~ 16:30	報告：「中部保健所における相談状況・取り組み」 報告者：中部保健所 精神保健班 保健師 講話①：「アルコール依存症の基本的知識について」 講師：琉球病院 医師 手塚 幸雄 氏 講話②：「初回面談の情報収集・アセスメントについて」 講師：琉球病院 看護師長 長 祥子 氏	17名 ※新型コロナウイルスの予防の観点から人数を絞って実施

(イ) 自殺対策事業 管内関係機関自殺対策研修会

目的：自殺に関する相談を担当する支援者が、自殺予防のスキルアップを図ることを目的とする。

対象：市町村精神担当主管課、保健部門主管課、生活保護課、委託相談事業所において、自殺に関する相談を受ける機会がある支援者

表7 内容及び参加状況

日時	内容及び講師	参加人数
令和2年 10月6日(火) 13:30~ 16:30	報告：「中部保健所における自殺未遂者支援について」 担当：精神保健班 事業担当 講義：「自殺・自傷行為の理解と対応」 事例検討：「典型的な事例を考える」 講師：琉球病院 副院長 大鶴卓 氏	26名 ※新型コロナウイルスの予防の観点から人数を絞って実施

(ウ) 自殺未遂者等ハイリスク者支援事業にかかる事例検討会

目的：支援者が、ハイリスク者の抱えている課題の整理や支援の方向性について検討を行うことで今後の支援に活かすことを目的とする。

対象：自殺関連ケースに関わる支援者（市町村、委託相談事業所、病院等）、本人・家族

表8 内容及び参加状況

日時	内容及び講師	参加人数
令和3年 3月22日（月） 10：00～ 12：00	内容：治療中断中ケースの面接及び事例検討会 【第一部】：事例検討会 【第二部】：専門医相談 講師：琉球病院 手塚 幸雄 氏・山田 豊 氏	10名

オ 普及啓発事業

アルコール依存症の家族教室

目的：アルコール関連問題を抱え悩んでいる家族がアルコール依存症について正しい知識と問題行動への対応方法を学び、家族同士の交流を行うことで、家族自身が一日も早く回復できることを目的とする。

対象：未治療・治療中断のアルコール問題を抱える方の家族等

表9 内容及び参加状況

日程	内容及び講師	参加人数 (延)
平成30年 8月16日 9月18日	講話・体験談・参加者交流会 テーマ：「アルコール依存症と心身への影響」 「依存症者の理解と依存症からの回復」 「アルコール依存症とCRAFT技法について」 講師：琉球病院心理療法士、中部保健所保健師、 読谷断酒家族会員	14名
令和元年 9月30日 10月21日 11月21日	講話・家族体験談・当事者体験談・参加者交流会 テーマ：アルコール依存症の理解および対応方法 講師：おきなわASK代表、沖縄断酒友の会会長 琉球病院心理療法士、中部保健所保健師	31名
令和2年 11月24日 12月8日	講話・関わり方/ストレス対処法・参加者交流会 テーマ：アルコール依存症の理解および対応方法 講師：琉球病院心理療法士、中部保健所保健師	15名

カ 関係機関との連携

精神障害者等の支援を円滑に進めていくため、中部管内の関係機関と連絡会議等を開催している。

(ア) 精神保健福祉に関する会議

a 警察署との連絡会議

表10-1 内容及び参加状況

年度	日時	内容	参加者
平成30年度	10月23日	①中部管内における通報状況と処理結果 ②警察と保健所の連携について 1) 23条通報の流れ 2) 特異事案について 3) 中部管内における特異事案の状況 4) 中部管内における自殺未遂者の状況及び警察との連携について ③意見交換	計15名： ・警察署5名 (5署) ・保健所10名
令和元年度	11月18日	①中部管内における通報状況と処理結果 ②警察と保健所の連携について 1) 特異事案について 2) 中部管内における特異事案の状況 3) 連携の事例について ③意見交換	計11名： ・警察署3名 (3署) ・保健所8名
令和2年度	11月9日 11月16日	①中部管内における通報状況と処理結果 ②警察と保健所の連携について 1) 特異事案について 2) 中部管内における特異事案の状況 3) 自殺未遂者連携フロー図について ③意見交換	11月9日 計11名： ・警察署4名 ・保健所7名 11月16日 計9名： ・警察署2名 ・保健所7名

b 市町村精神保健福祉主管課長・担当者会議

表10-2 内容及び参加状況

年度	日時	内容	参加者
平成30年度	6月7日	①H30年度保健所精神保健班の業務について ・精神保健班の業務について ・事業紹介 (精神科医相談・心理士相談等) ・精神保健福祉法における入院形態等について ②退院後支援ガイドラインの協力体制について ③市町村のH30年度事業計画について ④意見交換	計31名 (保健所含む) ・2町村未参加 (22名)
令和元年度	6月3日	①H30年度保健所精神保健班の業務について ・精神保健班の業務について ・事業紹介 (精神科医相談・心理士相談等) ・精神保健福祉法における入院形態等について ②退院後支援ガイドラインの進捗状況について ③協議事項について ④意見交換	計29名 (保健所含む) ・全市町村参加 (23名)
令和2年度	—	新型コロナウイルス感染症の影響から、実施は中止。	—

(イ) 自殺対策に関する会議

根拠：自殺対策基本法第2条、自殺総合対策大綱

a 市町村自殺対策主管課長及び担当者会議

経緯：国の自殺対策基本法の改正（H28）により、都道府県や市町村においても地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定するものとされた。沖縄県は「第2次自殺総合対策行動計画」を策定（H31）し、基本施策における市町村等への支援強化として、平成30年から自殺対策にかかる会議を実施している。

目的：市町村に対して、沖縄県自殺対策推進センターと連携して市町村自殺対策計画策定に必要な情報の収集、分析、提供をするとともに、計画の進捗管理・検証等への助言を行う。

表11-1 内容及び参加状況

年 度	日 時	内 容	参加者
平成30年度	2月5日	①自殺対策に係る事業について <ul style="list-style-type: none"> ・保健所自殺対策に係る事業について ・「地域自殺対策計画」策定市町村事例の紹介 ②沖縄県自殺対策推進センターからの説明 <ul style="list-style-type: none"> ・第2次沖縄県自殺総合対策行動計画について ・市町村自殺対策計画の策定について ・地域自殺対策強化交付金について ③市町村自殺対策に係る現況調査について ④意見交換	計31名 (保健所含む) ・全市町村参加 (22名)
令和元年度	10月25日	①自殺対策に係る事業について (保健所からの説明) <ul style="list-style-type: none"> ・保健所自殺対策に係る事業について ・中部保健所管内プロファイルについて (沖縄県自殺対策推進センターからの説明) ・自殺対策計画の策定について ・地域自殺対策強化交付金について ②市町村自殺対策に係る現況調査について ③情報交換	計29名 (保健所含む) ・全市町村参加 (20名)
令和2年度	10月25日	①自殺対策に係る事業について (保健所からの説明) <ul style="list-style-type: none"> ・保健所自殺対策に係る事業について ・中部保健所管内プロファイルについて (沖縄県自殺対策推進センターからの説明) ・自殺対策計画の策定について ・地域自殺対策強化交付金について ②市町村自殺対策推進チェックリスト結果について ③情報交換	計26名 (保健所含む) ・11市町村参加 (17名)

*平成30年度から、市町村の自殺対策計画策定支援として自殺対策に係る会議を開催。

b 中部保健所管内における救急告示病院と精神科病院との連絡会議

経緯：中部管内における「自殺企図者」及び「身体合併のある精神疾患患者」の実態把握と医療提供体制の課題を明らかにするため、平成24年度に救急告示病院と精神科病院へのアンケート調査を行った。

調査の結果、救急告示病院と精神科病院の連携の仕組み作りが必要であることが明らかとなり、平成26年度から連絡会議を開催し、平成29年4月から保健所への相談を含めた「医療連携モデル（自殺未遂者への対応）フロー図」を管内において運用している。

目的：中部保健所管内の救急告示病院と精神科医療機関における自殺未遂者への対応の現状や課題を共有し、中部管内の連携体制を強化することを目的とする。

表11-2 内容及び参加状況

年 度	日 時	内 容	参加者
平成30年度	10月16日	①連携モデルフロー図の課題と修正点について ・特に意見無く、フロー図の修正は無い ②連携モデルフロー図の活用状況について ・H30年1～12月の期間で集計し、22事例の回答があった。日本語が話せない外国人の対応についてや中部保健所の役割について意見交換を行った。	救急告示病院 4ヶ所 精神科病院 6ヶ所 中部地区MC協議会 (34名)
令和元年度	9月3日	①連携モデルフロー図の課題と修正点について ・意見、修正なし。 ②自殺未遂対応事例の共有と意見交換 ・対応事例はH30年11月～R元年7月の期間で集計し、36事例回答あり。対応についての課題共有や意見交換を実施。	救急告示病院 4ヶ所 精神科病院 6ヶ所 中部地区MC協議会 (34名)
令和2年度	—	新型コロナウイルス感染症の影響から、実施は中止。 救急告示病院へアンケートを行った。	—

(ウ) 中部圏域地域移行・地域定着支援者連絡会議

目的：精神障害者が、本人の意向に即し充実した生活を送ることができるよう医療、保健、福祉等関係機関が連携し、精神疾患による長期入院患者の地域生活への移行・定着に向けた支援を推進することを目的とする。

対象：管内精神科病院職員、中部圏域コーディネーター、中部福祉事務所

表12 内容及び参加状況

実施日	内 容	参加者
令和3年 3月17日	(報告) ・精神障害者地域移行・地域定着に関する統計資料等による中部圏域の現状、課題について (意見交換) ・各機関における地域移行・地域定着の取組状況及び課題について (情報提供) ・管内市町村の取組状況について	16名 (保健所含む)

(エ) 退院前在宅支援調整会議及びケア会議など

根拠：精神保健及び精神障害者に関する法律38条

目的：入院中の患者について、退院前に在宅支援調整会議を開催することにより、在宅における精神障害者の適正な医療及び生活支援を行う。

表13 参加状況

	精神保健福祉法関連 参加回数					医療観察法 関連 参加回数	合計
	小計	措置入院	医療保護入院	任意入院	その他		
平成30年度	162	51	42	12	57	31	193
令和元年度	167	65	41	14	47	39	206
令和2年度	122	41	30	8	42	17	139

キ 自助組織育成

根拠：精神保健福祉法第46条

厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「保健所及び市町村における精神保健業務について」

(ア) 家族会支援

精神障害者の家族相互の親睦と障害者の社会復帰の促進を目的とし、各地域で家族会が発足。学習会や情報交換などの定例会活動等に参加し必要な助言、援助を行い育成、支援している。

表14 家族会活動状況

令和3年8月現在

名称	定例会	時間	場所	発足年月
中部地区精神療養者家族会 (野菊の会)	毎月最終金曜日	午後2～4時	沖縄市社会福祉センター	H2年2月
NPO法人うるま市 心の健康を守る結の会	第3木曜 (月により変更あり)	午後2～4時	地域活動支援センターゆい (うるま市喜屋武252-1)	H18年4月
沖縄市障がい者家族会 おあしすコール	①定例会 第2木曜 ②家族相談毎週月、 火、木、金	①午後2～4時 ②午後1～5時	沖縄市福祉文化プラザ 1階	H16年4月
読谷村 精神療養者家族会	定例会 第2木曜	午後2～4時	読谷村総合福祉センター	H9年11月
嘉手納町 精神療養者家族会	第2木曜	午後3時半～5時	嘉手納町総合福祉センター	H16年4月
金武町 イッペーの会	毎月第4木曜 (月により変更あり)	午後2～3時	金武町総合保健福祉センター	不明

* 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響から、一部延期・中止あり

(イ) 断酒会活動状況

昭和50年11月「コザ保健所もくよう会」の名称で県内初の地域断酒会として発足。例会を中心に、お互いの体験談を語り合い交流する中で、共に断酒を誓い継続するために支え合う、酒害者による酒害者のための自助グループである。例会参加者は、管内の地域内外からの参加もあり、当事者のみでなく家族も参加している。

昭和63年7月には、沖縄断酒家族会「たけのこ」、平成13年11月には女性酒害者の会「中部アメシストの会」が発足し、酒害に関する啓発活動や酒害相談活動を続けている。

表15 断酒会活動状況

令和3年8月現在

断酒会名	定例会	時間	場所	発足年月
沖縄断酒友の会	毎週木曜	午後7～9時	中部保健所3階	S50年11月
中部アミストの会(女性限定)	毎週水曜			H13年11月
虹の会	第2土曜		沖縄市保健相談センター	H5年
具志川断酒会	毎週金曜		うるま市健康福祉センター	H7年9月
宜野湾断酒新生会	毎週火曜		宜野湾市保健相談センター	H6年10月
読谷断酒会	毎週月曜		読谷村総合福祉センター	H9年3月
北谷断酒会	毎週木曜		北谷町保健相談センター	H13年
断酒家族会 ひまわり	第1月曜		沖縄市保健相談センター	S62年10月
断酒家族会 たけのこ	第3火曜			S62年7月
石川断酒会	R3年度休会中			S62年9月

* 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響から、一部変更・中止あり。

(2) 難病対策事業（地域保健班）

事業根拠：難病の患者に対する医療等に関する法律（H27年1月～）

難病特別対策推進事業実施要綱

難病の定義：

発病の機構が明らかでなく、治療法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とするもの

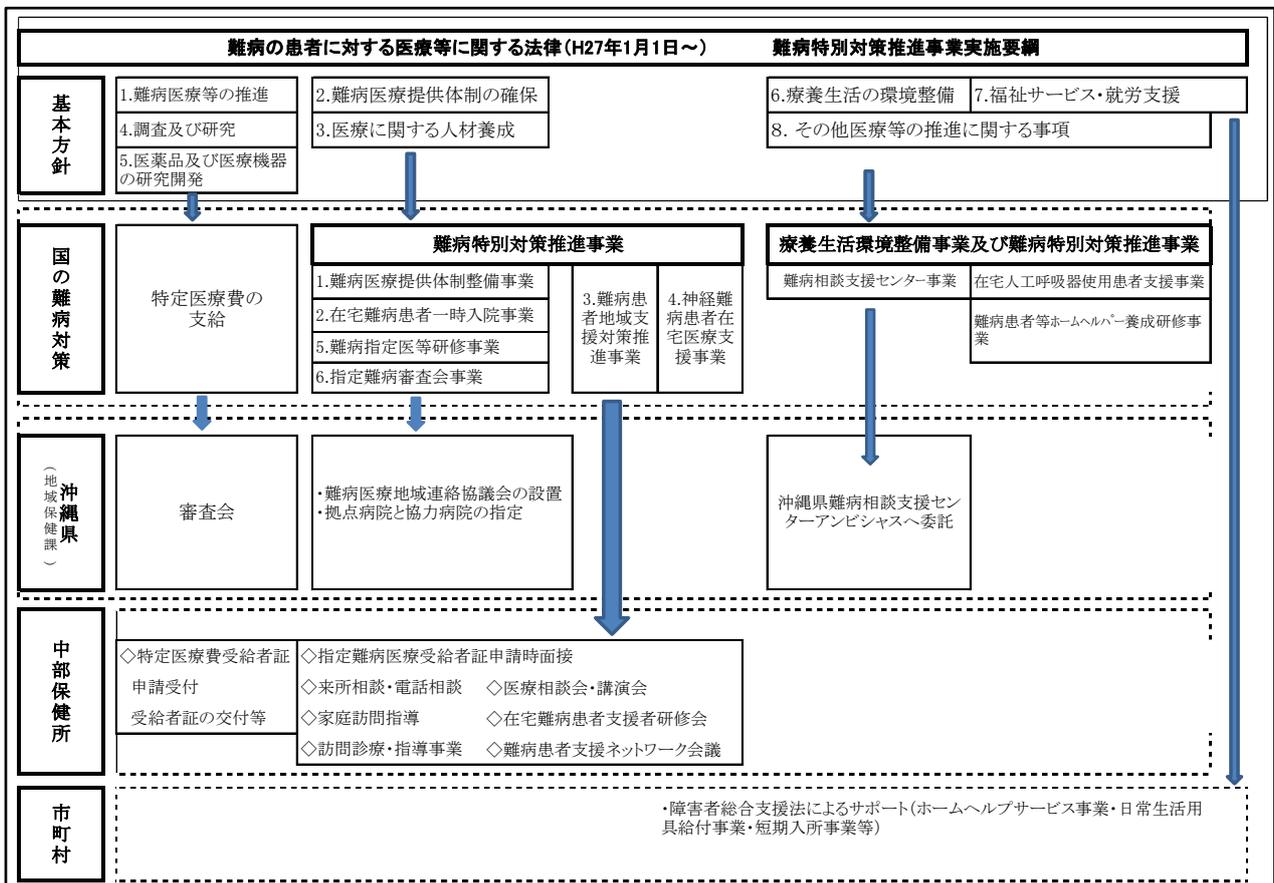
指定難病の定義（医療費助成の対象）：

難病のうち、患者数が本邦において一定の人数（人口の0.1%程度）に達しないこと及び、客観的な診断基準（又はそれに準ずるもの）が確立しているものの制度の経緯：

本県においては、昭和48年「特定疾患治療研究事業」が開始され、治療研究の推進と医療費の自己負担分の解消等の事業が実施された。平成7年に「特定疾患」の申請窓口を本庁より保健所に移し、「難病対策事業」が開始された。

平成10年5月より重症患者を除く一般患者に対して定額の患者負担が導入された。平成15年10月から低所得への配慮など所得と治療状況に応じた段階的な自己負担月額限度額や19疾患に対し「軽快者」が導入された。平成17年10月に「軽快者」に関する基準の見直しがあり、24疾患が対象となった。平成21年10月に11疾患が追加され56疾患が特定疾患治療研究事業の対象となった。平成26年5月23日「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立、平成27年1月1日施行された。それに伴い医療費助成対象疾病（指定難病）の範囲も拡大し平成27年7月1日には306疾患になり、平成29年4月1日には330疾患、平成30年4月に331疾患、令和元年7月1日に333疾患となった。

図1 事業体系



ア 指定難病の医療費助成

表1 指定難病の医療費助成受給者証交付状況

令和2年度

疾患 番号	疾患名	管内						沖縄県	
		R2				R元	H30	R2	R元
		新規	継続	合計	人工呼吸	合計	合計	合計	合計
1	球脊髄性筋萎縮症							5	5
2	筋萎縮性側索硬化症	4	39	43	24	43	40	106	99
3	脊髄性筋萎縮症	5	34	39	1	35	33	57	53
4	原発性側索硬化症		1	1		1	1	2	2
5	進行性核上性麻痺	9	62	71	3	67	74	207	183
6	パーキンソン病	42	451	493		470	453	1,472	1,393
7	大脳皮質基底核変性症	4	27	31		26	29	76	69
8	ハンチントン病		5	5		6	7	16	16
10	シャルコー・マリー・トゥース病		5	5		5	3	12	11
11	重症筋無力症	9	91	100	1	93	89	331	312
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	3	53	56		54	50	140	125
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	3	18	21	1	19	12	60	49
15	封入体筋炎		3	3		3	3	4	4
16	クロー・深瀬症候群		2	2		2	2	2	2
17	多系統萎縮症	6	36	42	3	39	38	102	99
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	4	46	50	1	46	43	148	143
19	ライソゾーム病	1	5	6	1	5	5	27	26
20	副腎白質ジストロフィー		5	5		5	5	6	7
21	ミトコンドリア病		14	14	1	14	13	29	26
22	もやもや病	2	36	38		37	34	104	97
23	プリオン病		1	1		1		7	8
24	亜急性硬化性全脳炎		3	3	1	3	3	13	13
25	進行性多巣性白質脳症							1	
26	HTLV-1関連脊髄症	1	19	20		18	17	75	69
28	全身性アミロイドーシス	2	5	7		6	5	26	24
29	ウルリッヒ病		1	1	1	1	1	1	1
30	遠位型ミオパチー		2	2		2	2	5	4
33	シュワルツ・ヤンペル症候群							1	1
34	神経線維腫症	1	9	10		8	7	31	27
35	天疱瘡	2	15	17		15	17	45	43
36	表皮水疱症		1	1		1		2	2
37	膿疱性乾癬(汎発型)		5	5		6	7	24	24
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群						1		
40	高安動脈炎	3	21	24		21	20	61	53
41	巨細胞性動脈炎	1	7	8		7	1	23	17
42	結節性多発動脈炎		6	6		5	6	19	16
43	顕微鏡的多発血管炎	6	28	34		29	23	106	92
44	多発血管炎性肉芽腫症	2	10	12		9	8	27	23

疾患 番号	疾患名	管 内						沖縄県	
		R2				R元	H30	R2	R元
		新規	継続	合計	人工呼吸	合計	合計	合計	合計
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	2	14	16	1	14	12	63	50
46	悪性関節リウマチ	3	29	32		29	28	58	52
47	バージャー病		5	5		5	3	12	13
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	2	2	4		2		18	13
49	全身性エリテマトーデス	16	404	420		411	398	1,220	1,173
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	8	96	104		100	100	298	270
51	全身性強皮症	7	76	83		77	72	236	219
52	混合性結合組織病	3	43	46		43	43	129	119
53	シェーグレン症候群	16	81	97		80	69	301	239
54	成人スチル病	4	11	15		11	11	50	38
55	再発性多発軟骨炎		5	5		5	3	10	11
56	ベーチェット病	4	30	34		30	29	99	89
57	特発性拡張型心筋症	3	51	54		51	59	239	227
58	肥大型心筋症	2	5	7		5	3	22	21
59	拘束型心筋症		1	1		1	1	1	1
60	再生不良性貧血	6	21	27		21	20	87	74
61	自己免疫性溶血性貧血		1	1		1		11	7
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	2	2	4		2	3	14	9
63	特発性血小板減少性紫斑病	9	46	55		48	47	178	148
64	血栓性血小板減少性紫斑病	1	3	4		3	4	8	6
65	原発性免疫不全症候群		6	6		6	6	35	33
66	IgA 腎症	5	101	106		104	71	268	227
67	多発性嚢胞腎	6	23	29		24	23	111	90
68	黄色靭帯骨化症	4	27	31		28	28	135	103
69	後縦靭帯骨化症	30	139	169		140	135	485	399
70	広範脊柱管狭窄症		20	20		20	21	68	62
71	特発性大腿骨頭壊死症	11	66	77		68	66	216	168
72	下垂体性ADH分泌異常症	1	6	7		6	5	37	29
73	下垂体性TSH 分泌亢進症						1		
74	下垂体性PRL分泌亢進症		6	6		6	8	18	16
75	クッシング病					1	2	6	5
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	2	14	16		14	17	34	33
78	下垂体前葉機能低下症	1	40	41		41	34	183	159
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)		2	2		2	2	6	5
81	先天性副腎皮質酵素欠損症		3	3		3	1	6	5
83	アジソン病		1	1		1	1	8	5
84	サルコイドーシス	4	45	49		45	40	148	137
85	特発性間質性肺炎	15	38	53		41	38	151	111
86	肺動脈性肺高血圧症	3	20	23		22	23	80	71
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症		8	8		8	8	30	29
89	リンパ管筋腫症		3	3		3	1	7	7

疾患 番号	疾患名	管 内						沖縄県	
		R2				R元	H30	R2	R元
		新規	継続	合計	人工呼吸	合計	合計	合計	合計
90	網膜色素変性症	9	113	122		113	112	480	463
91	バッド・キアリ症候群		1	1		1	1	6	5
92	特発性門脈圧亢進症		3	3		3	3	5	5
93	原発性胆汁性胆管炎	9	127	136		128	127	403	374
94	原発性硬化性胆管炎		3	3		3	4	10	11
95	自己免疫性肝炎	7	14	21		14	18	76	47
96	クローン病	14	176	190		172	161	537	486
97	潰瘍性大腸炎	39	357	396		360	363	1,153	986
98	好酸球性消化管疾患	2	7	9		7	8	18	13
99	慢性特発性偽性腸閉塞症		1	1		1	1	1	1
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群							1	1
106	クリオピリン関連周期熱症候群							1	1
107	若年性特発性関節炎		2	2		2		6	6
110	ブラウ症候群	1		1				1	
111	先天性ミオパチー		1	1		1	1	4	3
113	筋ジストロフィー	1	39	40	6	42	33	108	103
115	遺伝性周期性四肢麻痺		1	1		1	1	6	6
116	アトピー性脊髄炎							1	1
117	脊髄空洞症		1	1		1	1	7	5
118	脊髄髄膜瘤		1	1		1		3	2
119	アイザックス症候群		2	2		2	1	2	2
120	遺伝性ジストニア							3	3
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	3		3				10	4
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症							1	1
127	前頭側頭葉変性症	1	6	7		6	6	17	15
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎		1	1		1	1	2	2
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症							1	1
131	アレキサンダー病							2	1
132	先天性核上性球麻痺							1	1
133	メビウス症候群							1	1
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群							1	1
135	アイカルディ症候群		1	1		1	1	1	1
136	片側巨脳症		1	1		1	1	1	1
140	ドラベ症候群							1	1
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん		1	1		1	1	1	1
144	レノックス・ガストー症候群		1	1		1	1	4	4
145	ウエスト症候群							1	1
146	大田原症候群		1	1		1	1	1	1
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん		1	1		1	1	1	1
151	ラスマッセン脳炎							1	1
156	レット症候群		1	1		1	1	2	2

疾患 番号	疾患名	管 内					沖縄県		
		R2				R元	H30	R2	R元
		新規	継続	合計	人工呼吸	合計	合計	合計	合計
157	スタージ・ウェーバー症候群							2	2
158	結節性硬化症		7	7		7	4	12	11
159	色素性乾皮症							4	4
160	先天性魚鱗癬		1	1		1	1	1	1
161	家族性良性慢性天疱瘡							1	1
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	3	13	16		14	8	58	48
163	特発性後天性全身性無汗症	1	4	5		4	2	8	6
164	眼皮膚白皮症							1	1
167	マルファン症候群		4	4		4	4	9	9
168	エーラス・ダンロス症候群		1	1		1	1	1	1
171	ウィルソン病		5	5		5	3	14	13
172	低ホスファターゼ症	1		1				2	1
179	ウィリアムズ症候群	1	1	2		1		3	2
188	多脾症候群							4	4
189	無脾症候群		2	2		2	2	5	5
193	ブラダー・ウィリ症候群		2	2		2	2	3	4
194	ソトス症候群		1	1		1	1	1	1
195	ヌーナン症候群							1	1
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群							1	1
201	アンジェルマン症候群							1	1
203	22q11.2欠失症候群							3	
207	総動脈幹遺残症		1	1		1	1	1	1
208	修正大血管転位症						1	5	5
209	完全大血管転位症	1	4	5		4	4	12	10
210	単心室症		5	5		5	6	9	9
212	三尖弁閉鎖症		1	1		1	1	2	2
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症		4	4		4	3	8	6
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症							3	3
215	ファロー四徴症	1	11	12		11	11	28	27
216	両大血管右室起始症		1	1		1	1	3	3
217	エプスタイン病		1	1		1	1	3	2
218	アルポート症候群		2	2		2	2	3	3
220	急速進行性糸球体腎炎	1	2	3		2	2	5	4
221	抗糸球体基底膜腎炎		3	3		3	1	12	10
222	一次性ネフローゼ症候群	6	27	33		27	26	137	109
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎		3	3		2	2	6	5
224	紫斑病性腎炎	1	3	4		3	3	15	10
225	先天性腎性尿崩症						1		1
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)		4	4		4	4	16	16
227	オスラー病	1	1	2		1	1	5	4

疾患 番号	疾患名	管 内					沖縄県		
		R2				R元	H30	R2	R元
		新規	継続	合計	人工呼吸	合計	合計	合計	合計
228	閉塞性細気管支炎							1	1
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)		2	2		2	3	3	3
230	肺膿低換気症候群							3	3
232	カーニー複合		1	1		1	1	1	1
235	副甲状腺機能低下症	1		1				7	4
236	偽性副甲状腺機能低下症		1	1		1	2	4	4
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症		1	1		1		6	4
240	フェニルケトン尿症		1	1		1	1	2	2
245	プロピオン酸血症							1	1
254	ポルフィリン症							1	1
257	肝型糖原病							1	
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症		1	1		1	1	1	1
262	原発性高カイロミクロン血症							1	
263	脳腱黄色腫症	1	2	3		2	2	7	6
266	家族性地中海熱	1		1				6	5
271	強直性脊椎炎	5	25	30		25	13	54	40
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症							2	2
274	骨形成不全症		1	1		1	1	5	4
281	クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群		1	1		1	1	2	2
283	後天性赤芽球癆	3	8	11		8	6	28	20
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	3	2	5		2		7	4
289	クロンカイト・カナダ症候群							1	1
290	非特異性多発性小腸潰瘍症		1	1		1	1	2	2
296	胆道閉鎖症		1	1		1	1	4	3
297	アラジール症候群		2	2		2	2	2	2
298	遺伝性膵炎		1	1		1	1	1	1
299	嚢胞性線維症							1	1
300	IgG4関連疾患	1	3	4		4	1	12	10
301	黄斑ジストロフィー							3	2
303	アッシャー症候群								1
306	好酸球性副鼻腔炎	4	19	23		19	21	67	39
328	前眼部形成異常		1	1		1	1	1	1
329	無虹彩症							1	1
330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症		1	1				4	2
331	特発性多中心性キャッスルマン病	1	6	7		6	4	19	14
	合計	403	3,618	4,021	45	3,685	3,499	12,010	10,711

※「人工呼吸器装着」は再掲

※平成30年4月に1疾患追加され、計331疾患が医療費公費負担対象となる

※中部保健所管内の数値は、令和3年3月末時点の数値となっている

イ 難病患者地域支援対策推進事業

(ア) 医療相談事業及び医療講演会

目的：難病患者等の療養上の不安の解消を図るため、難病に関する専門の医師、保健師等による医療相談及び治療薬についての正しい理解を深めるために医療講演会を実施する

表 2

日 時	令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症のため中止
対 象	※予定：潰瘍性大腸炎・クローン病の患者等
参加者	※予定：30 人～ 40 人程度
内 容	※予定：1. 医療講演会 (潰瘍性大腸炎・クローン病患者の食事について) 2. 個別医療相談会

(イ) 訪問診療事業

目的：難病患者（児）やその家族が抱える日常生活上及び療養上の悩みに対する相談や在宅療養に必要な医学的指導等を行うため、専門の医師、保健師、看護師、理学療法士等による訪問での診療、療養指導を実施する。

表 3

日 時	令和 2 年度対象者なし。また新型コロナウイルス感染症のため実施なし。
対 象	なし
参加者	なし
内 容	実施なし

(ウ) 訪問指導

目的：在宅の難病患者、家族の生活の状況を把握し、療養や介護に関する相談指導を実施する。また必要な医療・保健・福祉等の情報提供を行う。

表 4 家庭訪問状況

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実数	64	50	53	41	52
延数	200	121	149	71	98

(エ) 難病患者支援ネットワーク事業・在宅難病患者支援者研修会

目的：難病患者・家族が在宅で安心して暮らし、QOLの向上を促すために保健・医療・福祉等の関係者が一堂に会して、難病患者のケアシステムの構築を図る。

根拠：難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年5月30日法第50号）第32条（難病対策地域協議会）

a 難病患者支援ネットワーク会議（令和2年度は新型コロナウイルスのため中止）

表5

日時	新型コロナウイルス感染症のため中止 ※予定：令和3年1月29日(金)
目的	難病患者（児）とその家族が住み慣れた地域で安心して療養できるよう、保健・医療・福祉関係者で在宅療養の現状と課題を共有、意見交換をおこない解決に向けた取り組みを通して支援体制の構築をはかる。
対象	難病医療協力病院（地域連携室担当）、訪問看護事業所、居宅介護支援事業所、県難病診療連携コーディネーター（沖縄病院、琉球大学病院）、県難病相談支援センター(アンビシャス)
参加者	22機関 22名 （難病医療協力病院6名、訪問看護事業所6名、居宅介護支援事業所7名、難病診療連携コーディネーター1名、難病相談支援センター2名）
内容	1. 中部保健所管内の指定難病、小慢受給者状況 2. 難病の地域診断ツールを活用した中部地域の状況 3. 在宅支援者アンケートの結果報告 4. 中部圏域における在宅療養の現状と課題についての意見交換

b 在宅難病患者支援者研修会

表6

日時	令和2年11月12日 13:00～17:00
目的	患者の療養上の不安軽減を図るとともに、きめ細やかな支援が必要な難病患者に対する適切な在宅療養支援が行えるよう、支援者が難病患者等の支援について学ぶため研修会を開催する。
対象	管内の難病患者・家族を支援している訪問看護師、介護支援専門員、相談支援専門員等
参加者	23名（訪問看護師5名、ケアマネージャー14名、相談員1名、理学療法士1名、介護職2名）
内容	1) 報告：「中部管内の状況」 中部保健所保健師上原拓磨 2) 講演：「難病患者・家族に寄り添うために～倫理的視点を取り入れたアプローチ～」 講師：琉球大学病院 地域医療部 臨床倫理士 金城隆展 3) 事例検討会（カード形式） 講師：琉球大学病院 地域医療部 臨床倫理士 金城隆展 合同会社ナーシングケアハウスぷくじ 介護支援専門員 佐渡山竹子

ウ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

目的：患者の医療保険の自己負担分を公費負担することにより、患者の医療費の負担軽減を図る。

表 7 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業受給者数の推移

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
交付件数	21	19	18	18	18

3 その他生活支援

(1) 原爆被爆者対策事業（地域保健班）

根拠：原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

目的：被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図るため、都道府県並びに広島市及び長崎市と連携を図りながら被爆者に対する援護を総合的に実施する。

事業内容：健康診断 前期・後期（委託医療機関での健康診断）
健康相談

中部保健所管内における事業実績（延件数）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
健康診断	24	17	13	15	13
健康相談	4	15	13	12	10

V 企画・情報等

1 中部保健所運営協議会

(1) 設置根拠 沖縄県保健所運営協議会設置条例

(2) 設置目的 保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議する。

(3) 委員名簿（定数10名以内、現員10名）

※令和4年11月24日まで

氏名	所属・職名	氏名	所属・職名
崎間 敦	琉球大学グローバル教育支援機構 保健管理センター 教授	桑江 朝千夫	中部市町村会 沖縄市長
崎間 賢	宜野湾市健康推進部 部長	末永 正機	中部地区医師会 理事
中根 のぞみ	中部地区歯科医師会 理事	照屋 いずみ	沖縄県看護協会 中部地区理事
多和田 眞光	宜野湾市社会福祉協議会 会長	崎原 和美	中頭養護教諭会 会長
喜屋武 牧子	沖縄県商工会職員協議会 副会長	川上 のり子	中部地区婦人連合会 会長

※令和2年度は新型コロナウイルスの影響により開催なし。

2 健康危機管理対策

(1) 目的

健康危機の発生を未然に防ぐため、また健康被害が発生した場合に所内の危機管理体制を迅速に確保するとともに、関係機関と連携して被害の拡大防止を図る。

(2) 根拠

沖縄県健康危機管理対策要綱、沖縄県健康危機管理対策実施要領、中部保健所健康危機管理対策要綱

(3) 事業内容

① 所内健康危機管理対策委員会

(基本的に毎月第4月曜日開催・令和2年度開催回数計12回)

② 管内健康危機管理対策連絡会議(令和2年3月25日開催)

健康被害の発生に備え、平時から管内の関係機関と情報交換を行い、迅速適切な即応体制を確保することを目的とする。

ア 出席者総数：38人

(内訳) 管内市町村防災担当及び保健医療担当28人、中部保健所10人

イ 議題

- ・災害対応への備え
- ・大規模災害時における県の体制と中部保健所の役割について
- ・保健所との連携について

ウ 意見交換

○避難所アセスメントシートについて

- ・管内市町村における避難所アセスメントシートは示したもので統一したい。避難所情報が具体的により細かく実態把握ができる内容となっている。市町村から医療等の要請が上がってきたときに、その情報で県内外からの医療救護チームを派遣する際の判断に繋がっていく。その意味でも管内ではこの様式で統一したい。
- ・アセスメントシートは市町村自体が避難所の状況を評価するためのもの。市町村が避難所の状況を把握し、アセスメントの中から必要に応じて地域災害医療本部(保健所)に要請する。

○圏域の異なる3町村(金武町、宜野座村、恩納村)について

- ・医療に関する情報は中部地域災害医療本部、その他の情報は行政区域の北部地方本部が所管することになる。市町村でその振り分けができればいいが、できない場合でも医療情報も含めて全ての情報を北部地方本部にあげてもらってもいい。北部地域災害医療本部と中部地域災害医療本部の県サイドで連携して3町村の情報もしっかりとれる形になっている。市町村からの情報の流れはどちらでもいい。

*令和2年度の開催なし

3 所内実習生受け入れ状況

令和2年度

種別	学校名	実習期間	日数	人数	実習目的	実習内容
医学	医学科	令和2年度は受入なし			衛生・環境行政の現場を実際に目にすることによって、保健・医療の多様化するニーズに対応する必要性を理解させる。	保健所の各班業務紹介
	琉球大学医学部 保健学科	R2. 11. 10	半日	6人	「地域で生活する」人びとの日常を理解し、看護の対象者理解に役立てる。	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の施設見学 ・保健所の機能や構造について学ぶ
保健		令和2年度は受入なし			<ul style="list-style-type: none"> ・地域で暮らす人々の健康課題の把握及び解決方法を学ぶ。 ・保健所における公衆衛生活動を学ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の地域特性について事前学習 ・保健所各班の分掌業務を学習・見学、体験する
	名桜大学	令和2年度は受入なし			保健所における管轄地域の特性と公衆衛生活動の実際について学ぶ	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所管内の地域特性について事前学習 ・保健所各班の所掌業務を学習・見学、体験する。
	沖縄県立看護大学	令和2年度は受入なし			地域保健（公衆衛生看護）の機能と体制・保健師の役割と活動の展開方法等について、見学や体験を通して学習する。	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所管内の健康課題、保健師の役割・機能について ・保健師の健康危機管理体制の現状と課題について ・保健所管内市町村支援について